

陳 情 書 綴

(陳情第41号～第60号)

令和7年第3回 市議会委員会審査分

堺 市 議 會

目 次

陳情第 4 1 号	医療費助成制度について……………	1
陳情第 4 2 号	行政にかかる諸問題について……………	3
(議会運営委員会)		
陳情第 4 2 号	行政にかかる諸問題について……………	3
(総務財政委員会)		
陳情第 4 2 号	行政にかかる諸問題について……………	3
陳情第 4 3 号	障害者施策等の充実について……………	9
(市民人権委員会)		
陳情第 4 2 号	行政にかかる諸問題について……………	3
陳情第 4 4 号	生理用品について……………	2 1
陳情第 4 5 号	障害者施策等の充実について……………	2 3
(健康福祉委員会)		
陳情第 4 2 号	行政にかかる諸問題について……………	3
陳情第 4 3 号	障害者施策等の充実について……………	9
陳情第 4 5 号	障害者施策等の充実について……………	2 3
陳情第 4 6 号	あはき・柔整広告ガイドラインについて……………	2 7
陳情第 4 7 号	新型コロナウイルス等ワクチンについて……………	2 9
陳情第 4 8 号	行政にかかる諸問題について……………	3 5
陳情第 4 9 号	放課後施策について……………	4 1
(産業環境委員会)		
陳情第 4 2 号	行政にかかる諸問題について……………	3
陳情第 5 0 号	演劇祭について……………	4 3
(建設委員会)		
陳情第 4 2 号	行政にかかる諸問題について……………	3

陳情第	43号	障害者施策等の充実について	9
陳情第	51号	公共交通について	45
陳情第	52号	長曾根団地について	47
陳情第	53号	堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会について	53

(文教委員会)

陳情第	42号	行政にかかる諸問題について	3
陳情第	43号	障害者施策等の充実について	9
陳情第	45号	障害者施策等の充実について	23
陳情第	48号	行政にかかる諸問題について	35
陳情第	49号	放課後施策について	41
陳情第	54号	不登校支援について	55
陳情第	55号	学校図書館について	57
陳情第	56号	図書館行政について	59
陳情第	57号	学校給食について	63
陳情第	58号	支援学校について	65
陳情第	59号	特別支援教育について	71
陳情第	60号	放課後施策について	75

医療費助成制度について

陳 情 者 大阪府大阪市浪速区
大阪府保険医協会 他8団体
宇都宮 健 弘

医薬品の公的保険適用除外などの方針の撤回を求める意見書採択の陳情書

陳情の内容

盛夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は市民の暮らしのためにご奮闘いただき、深く感謝いたします。

24年10月から、後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)が選定療養となり、患者が後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬で先発医薬品の処方希望した場合、特別の料金(先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金)が別途徴収されることになりました。

また、一部医薬品の保険適用除外や選定療養化が次年度の予算編成に向けて政党や財務省、厚労省で議論されています。

こうした国の動きは、住民要求に基づき各自治体の努力で拡充・無償化が進んでいる子ども医療費助成制度など自治体を実施している医療費助成制度ではカバーできない患者負担を発生させるものであり、住民のいのちと健康を守るための自治体の独自施策の効果を弱めるものです。

数年来続いている物価高騰や実質賃金の低下などのもとで医療費助成制度が住民のいのちと健康を守るために果たす役割は非常に大きく、制度の拡充が強く望まれていることから、堺市議会として国に対し医薬品の公的保険適用除外などの方針の撤回を求める「意見書」をあげていただきたく存じます。

ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

受理年月日 令和7年7月8日

行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市北区

新日本婦人の会堺支部

支部長 長川堂 いく子

大野 ますみ

滝口 和美

陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、ジェンダー平等をめざす立場から、若者や子育て世代から高齢者までの幅広い世代の会員の願いや要求を汲み上げ、様々な生きづらさを解消できるようにと草の根の運動を進めています。そのため最も身近な市政に対して、政令市の権限と財源を大いに活かし、市民が主人公で誰もが安心して暮らせる堺市であってほしいと切実に願っております。

また大阪府民としては夢洲の大阪・関西万博の建設費がかさみ、撤去費用などあわせればさらに膨大な税金が使われ、府民の負担が増えるのは明らかです。まして防災対策やインフラ整備、交通手段の安全が確保できない危険なところに、子どもたちを見学に行かせるのは不安です。今は多発する災害の防災対策、被災地支援に、国も大阪府・市も力を入れるべきではないでしょうか。堺市として引き続き万博・IRカジノ中止について議論し、検討してください。

世界各地で戦闘状態が恒常化し、日本も基地強化や日米共同訓練、専守防衛の理念を逸脱する戦争をする国づくりへの準備がすすめられています。戦闘状態は一刻も早く終結し、アジアの緊張状態をなくすためにも堺市も国に対して、憲法を守り、日本政府の役割を果たし平和に貢献するよう求めてください。

また市民の命とくらしを守るための社会保障の予算の増額を国に対して要望して下さい。

「自治体と市民の繋がり強化」「安全・安心の町づくり」「福祉・教育の充実」「子どもの笑顔あふれる町づくり」の実現を願う市民の声を聞き、十分議論を尽くされるよう、ここに陳情いたします。

＜陳情事項＞

1. 長年にわたって棚上げされてきた「選択的夫婦別姓制度」が国会で28年ぶりに議論の俎上になりました。結婚後の姓を現在の同姓制度ではなく、自由に「選択」できるようにする民法の改正が実現するよう、市議会として国や国会に対してその導入を求める意見書を提出してください。

議会運営委員会審査分

2. 広報さかいの議会の動きのページを充実させてください。他の自治体が発行している「議会だより」を参考にして改善してください。

総務財政委員会審査分

3. 広報さかいの更なる紙面の充実を要望します。また宅配業者まかせの配布への苦情の対応も「市の責任」で行なってください。
4. 市役所など経費削減のためか、庁内の照明を暗くされています。しかし来庁される視覚障がい者（弱視の方）からは、エレベーターホールが暗く又ボタンがわかりにくい、トイレの前が暗くて入りづらい等の声が出ています。市役所や公的な施設をバリアフリーで利用できるように改善してください。
5. 堺市として、高校・大学卒業生の名簿を自衛官募集のために、生徒の個人情報を提供して各家庭に資料を配布させないでください。また自衛隊への情報提供の除外申請が出来ることを市民に周知を強めてください。また中学卒業生に陸上自衛隊工科学校生徒募集などを送付しないように、関係当局に要望してください。自治会の回覧も最近よくみかけますが、戦争にまきこまれる可能性のある自衛隊の勧誘を、各戸に回覧しないでください。また自衛隊勧誘をポスターなどで町や学校に貼るのはやめてください。
6. 税金は軍事費に使うより、国民の暮らしを守るために使うよう、市として国に要望してください。
7. 今回の選挙は期日前投票が過去最高だと報道されました。今回北区では、イオンモール北花田店で2日間に限り期日前投票所が設けられました。堺市以外でも大学や高校、公共的な場所で期日を決めて期日前投票所を実施していると聞きました。堺市でも期日前投票所を増設してください。

市民人権委員会審査分

8. 7月にはカムチャツカ半島での地震による津波の発生で、日本にも津波警報が発令されました。すぐに避難できる緊急避難所を今以上に整備してください。体育館のエアコン設置など避

難所での環境改善を緊急にすすめてください。

9. 性の学びの貧困とジェンダー平等の遅れから、子どもたちや女性の深刻な人権侵害のさまざまな事例が起っています。大人も含め学校教育のみならず社会の様々な場所での包括的性教育の学びが必要です。包括的性教育実践にあたって学校現場への支援や市民への啓発活動の取り組みを進めていってください。
10. 長年にわたって棚上げされてきた「選択的夫婦別姓制度」が国会で28年ぶりに議論の俎上になりました。結婚後の姓を現在の同姓制度ではなく、自由に「選択」できるようにする民法の改正が実現するよう、市として国や国会に対してその導入を求める意見書を提出してください。
11. 非核宣言都市として、市民や学校園での平和や核廃絶の取り組みを広げてください。また市民団体の平和の取り組みに対してさらなる後援・支援をしてください。
12. 「核兵器禁止条約」はすでに署名が94か国、批准が73か国になっています。唯一の戦争被爆国である日本の政府が署名・批准をするよう堺市として国に要望してください。

健康福祉委員会審査分

13. 公園にある平和の塔をもっと活用するよう努めてください。
14. 令和7年度4月から带状疱疹の予防接種が定期接種となりました。堺市独自で補助の対象年齢を60歳から引き下げ、公費の補助を増やして下さい。肺炎球菌ワクチンも公費対象を60歳に引き下げてください。2回目以降も公費補助を増やして下さい。
15. 大阪は日本一高い国民保険料です。国民健康保険料が暮らしを圧迫しています。堺市として独自に負担軽減となるような施策を講じてください。
16. 全国では補聴器助成制度を導入する自治体が急速に増え、43都道府県473市町村へと広がってきています。コミュニケーションを円滑にはかるために、国に要望するだけでなく、堺市独自で加齢性難聴者への補聴器購入助成制度を導入してください。
17. 介護保険料は、特に65才以上の市民にとって改定のたびに上がり続け、保険料負担が重くなっています。介護保険料を引き下げして下さい。
18. 地域で孤立せず人と交流し、生き生きと活動に参加できる身近な施設があることは、健康で文化的な生活を営むために必要です。市として安価で利用しやすい施設の拡充に取り組んでください。
19. 特別養護老人ホームは市民が適切な介護サービスが受けられる施設です。誰もが利用できるように、堺市として公的な施設を増やし介護ヘルパーの待遇改善に努めて下さい。
20. ケア労働は人間の尊厳や社会の根幹を支えるためになくてはならない労働ですが、ケア労働者は依然として賃金が低く他の業種と比べての格差がうまっていません。現場は慢性的な人出

不足にあえいでおり、離職者が絶えず悪循環が続いています。ケア労働者の処遇改善に向けて、国への要請はもちろんのこと市としても独自の支援策を講じてください。

21. 堺市生活・仕事応援「すてっぷ堺」を、生きづらい単身女性や高齢女性に広く市民に知らせ、相談しやすい窓口にしてください。
22. 就学前の子どもたちを預ける施設では配置基準が改善されましたが、保育士不足で受け入れが出来ない状況や希望している園への入所が出来ない保護者の声があります。保育士の処遇改善と運営補助金の予算を増やしてください。また堺市として給食費と全ての乳幼児の保育料を無償にしてください。こども誰でも通園制度については、子どもたちを安心して預けられるよう状況把握して環境整備してください。

産業環境委員会審査分

23. 大仙公園の気球事業を継続すると聞いていますが、市民がながらく親しんだ自然を損なわないようにしてください。

建設委員会審査分

24. 万博のための堺港と夢洲を結ぶ航路の整備に堺市も公費を投じていますが、現在利用客は減っています。今後堺市としてその効果をどのように考えていますか。
25. 堺市の都市計画の推進にあたっては事業者本位の開発ではなく、公共の長期的な視点で持続可能であるか検証しながら進めていってください。また限られた地域の住民だけではなく、より広い市民への丁寧な説明と意見交換を行ってください。拠点整備にあたっては、取り残された住民や地域格差が生じることのないように丁寧に進めてください。
26. 堺市の都心部開発は慣れ親しんだ町の形が変わります。住民の意見を聞いて慎重に進めて下さい。
27. 公共交通の充実のため、事業者への運行費用の補助をさらに進めてください。特に交通の不便な地域や交通弱者に寄り添った施策を重視してください。SMI都心ラインの必要性や効果は納得できません。それよりも堺市全域の実態をしっかりと検討するよう強く求めます。
28. 来年4月から自転車の交通違反に対して「青切符」による取り締まりが始まります。歩道通行が通行区分違反になることも含まれていますが、車道を走行するにしても路肩に自動車が駐車しているとき、自転車が交通量の多い車線にふくらんで走行せざるを得ない場合などはとても危険を感じます。安心して自転車が走行できるよう自転車レーンの整備をしてください。また、自転車用のヘルメットの普及を図るために、市民への啓発と共に購入費用の公的な補助をしてください。また「大阪府の自転車用ヘルメット購入補助金」について堺市民に周知してください。

29. 市民生活に不可欠な公共インフラとして水道施設の計画的な点検と整備、維持管理を引きつづき行ってください。そのためにも技術職員の確保に努めて下さい。

文教委員会審査分

30. 今後予定されている万博遠足は、連日の酷暑の中で対応策を回答していますが救護所はひっ迫しています。衛生面や災害対策など危機管理が不安です。子どもたちの命を守るためにも今後の万博遠足は今からでも中止にしてください。
31. 少人数学級は進んできましたが、まだまだ充分とは言えません。少子化に伴い、今後は児童生徒数が減って学級数も減ることになると思われます。しかしゆとりある働き方への改善と更なる少人数学級実現のために、政令市の権限をいかして正規の教職員を増やしてください。
32. 小学校での学校給食の無償化を段階的にではなく、全ての学年で実施してください。6月から始まった中学校給食においても無償化を実施してください。また長引く物価高騰の中でも、質を落とすことなく充実した安心安全な給食を要望します。
33. 働く女性が増える中でのびのびルームの需要が増えています。「子どもたちにとっては居心地が良く、働く保護者が安心して子どもを託せる場所」として堺市が責任をもって指導してください。50人を超えるなど過密化の問題はすぐに解決してください。プロポーザル方式は子どもたちの成長を保障していくにはそぐわないと考えます。指導員の身分を保障するためにも本来の堺市の事業に戻すよう要望します。
34. 学校図書館は、司書教諭を中心に学校司書やサポーターが協力して効果的に運営・活用されることが大切です。学校図書館教育を充実させるためにも学校司書を増やすなどの予算を増やしてください。
35. 学校園での式や行事に日の丸や君が代を押し付けないでください。
36. 令和7年度の子どもの向け「はじめての防衛白書」は抑止力として戦争準備を日本で進める内容で、子どもたちの教育にふさわしくありません。堺市では学校や図書館で取り扱わないよう要望します。

受理年月日 令和7年8月4日

障害者施策等の充実について

陳 情 者 堺市東区

堺障害者児団体連絡協議会

代表幹事 江 副 久美子

吉 井 マ ヤ

せんぼく障害者作業所家族会

中 野 茂 彦

障害者（児）施策の充実をもとめる陳情書

陳情の内容

平素より障害者（児）施策の充実のため、ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。堺障害者児団体連絡協議会（略称：堺障連協）は、障害のある人や子どもたちが堺の街で健やかに育ち、豊かに暮らし続けることを願い、日々障害のある人の生活と健康を守る活動をしております。

巷では「コロナ」は消滅したかのようでマスクを着用されている方の少なさに、私たち関係者は驚くことがあります。つい先日も事業所で「新型コロナウイルス感染症」が複数発生し、「コロナ禍」と言われた「思い出したくない」、「忘れることのできない事象」が頭をよぎりました。今は行政からの補助金や支援も終了していますが、しかし日中の事業所も暮らしの場も緊張は続いています。

介護する家族の高齢化は8050から9060になろうとしています。障害当事者の重度化はいっそう進んでいます。暮らしの場が圧倒的に不足し、市外へと生活の場を移さざるを得ない実態や慣れた日中の事業所も退所せざるをえないことも続いています。特に体調を崩されての移行・転居は制度の違い、システムの違いに戸惑うことも多く、心身に影響を及ぼすケースもあります。時間がありません。

療育・教育環境、医療、地域生活など、この間も市として現状を把握し、前向きに取り組んでいただいている面もありますが、現状は私たちの願いとは、まだまだ遠いものがあります。障害のある人がその人らしく生きがいをもって暮らしていくことができる堺市、遅れている国のレベルを超える堺市の福祉を目指し、具体的な施策を強く望みます。

以下のご検討よろしくお願いいたします。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 地方選挙・国政選挙について私たち作業所（事業所）支援員は、希望者に期日前に投票支援を必ず行います。行くときには毎回、事前に投票会場に電話をかけ、知的障害をお持ちの方が職員と共に投票に行くことをお知らせしています。

第27回参議院選挙についても投票支援を行いました。知的障害があり、自分で候補者から投票する人を選ぶこと・書くことが難しい、ひとりの利用者が、「家族が候補者名を記入して封入し、封をした状態のもの」を持参。そのことを支援員が事務従事者の方に伝え、事務従事者の方と共に投票会場に利用者が入っていかれました。投票を終えて支援員のところに帰ってきた時に封が切られていない状態でした。支援員が疑問に思い、事務従事者の方にお伝えしましたが、「自分で選んだ。再度投票することはできない。」と言われました。納得がいかないまま施設に戻りました。他市でも、これまでどおり候補者名の入った封筒を持参したが「認められない。自分で書くか、指差しだ。」といわれ、自分で選ぶことができない利用者が、封を開けてもらうことなく投票した、という報告を聞いています。今まで認められていたにも関わらず、です。このことに大きな戸惑いと怒りを抱えています。

私たち支援員は、障害特性を考慮し、ご家族と相談の上、1票を無駄にしないよう、厳しい体制のなか、慎重に支援しています。その形が、家族が障害者であるわが子のことを考え、福祉のあり方も考慮し、票を投じたい人の名前を書いて封をして持ってきてもらうことで、長年ずっとこの方法でやってきました。そして今まで投票所でこの方法を指摘されたことはありません。

今回のことを受けて、各投票所で手助けする職員の方々に作業所に来ていただき、障害理解を深め、投票支援・意思決定支援について私たち支援員と一緒に考えてほしいと思いました。東京の狛江市は投票事務研修の一環として障害福祉サービスの事業所で研修されたそうです。ぜひ事業所に来て、重度の知的障害者の投票・意思決定支援についての在り方を私たち事業所の職員・家族ともに検討する場をお願いします。

健康福祉委員会審査分

2. 児童発達支援センターは、今後も堺市社会福祉事業団による運営を継続してください。
3. 現在の療育水準を低下させないよう、園児対正保育士（児童指導員を含む）の対比が3：1になるような正規職員の増員と適正な職員配置を実現してください。
4. もず園・つぼみ園くまクラスの単独通園について、安心・安全な療育が実現できるよう正規

職員・看護師・セラピストを増員してください。

5. 在園児のリハビリ回数の増加および卒退園後のリハビリの継続を実現してください。

専門性のある質の高いリハビリを継続して受けられるよう、医師とセラピストを増員してください。

6. 通園バスの乗車時間短縮および自宅近くの安全な乗降場所の設定をし、通園の負担を軽減してください。そのためのバス台数の増加と添乗員の確保、福祉車両の導入を希望します。

7. 市と地域の小学校が十分連携をとり、安心して就学相談ができるよう内容を周知し対応を統一してください。

8. 園児が安全に園生活を送れるよう、老朽化に伴うつぼみ園の設備改善・改修を実現してください。

9. 医療機関において、まだまだ障害理解に乏しく、待つことができない、大きな声を出すといった特性を理解してもらえないという問題は続いています。

母子センターに医療体制を整えていただき、成人となっても継続して医療を受けられるようにしてください。移行せざるをえないのであればせめて数年かけて母子センターと成人診療科がタッグを組み、両者からの医療提供ができるよう、医療情報を存命期間中は残しておくなど、特別な移行システムにし、納得と信頼構築のもと移行ができるようにしてください。それも難しいのであれば、障害者専門の病院を設立するか、障害者枠を作ってください。

その間に、医療機関ならびに医療関係者の障害理解と適切な対応を進めてください。合理的配慮の推進を図ってください。専門の窓口やサポート体制が必要です。そのための具体的な手立てを打ってください。

全国でベッド数の削減、病院の統合、医師や看護師の不足が取り上げられており、このしわ寄せが社会的弱者に直結することを大変危惧しております。

以下は家族の声です。

話ことば書きことばでの意思疎通が取りにくい、そんな障害者が医療に頼るとき、自分の困った症状をきちんと伝えられずに我慢を強いられる。言えないのは本人が悪いのですか？その人の困った思いを汲み取る力量のない世の中が未熟なのではないのでしょうか。これだけ科学万能の世に、とどのつまり、携わる人の技量・力量・向き合う姿勢が、早急に向上すべきではないのでしょうか。より良い支援者を集め、育て、広げていくことは、堺市福祉行政の宝にもなるでしょうが、現状はどうなのですか。（障害者医療、医療サポート体制、障害者医療情報提供環境など、医療をサポートする障害者施策の支援者の定着率などの現状と展望について教えてください。）

10. 長年にわたり要望していますが、大阪府が行っている「重度障害者医療費助成制度」を療育手帳B1・B2のみの障害児者に広げてください。中軽度障害者の経済状況の厳しさと家族の負

担の現状を把握し、改善を図ってください。せめて生活保護基準にも満たない収入のB1・B2の療育手帳保持者には先んじて対象としてください。

11. 2025年5月に災害対策基本法が一部改正されました。このことを踏まえて、障害者家族の防災・減災について堺市での取り組みや対応はどう変わるのか具体的に教えてください。
12. 特に福祉的支援に入る支援団体との連携が重要とされています。障害当事者がピアサポーターとして支援することは、当事者の視点を踏まえるには必要であると考えます。どのような連携をされるのでしょうか。
13. 昨年の学習会で「福祉避難所はケア重視ではない」とわかり、多くのケア（医療・福祉・生活）が必要な障害者児とその家族は不安になっています。災害時の不安が少しでも減るように個別避難シート作成を進め、医療ケアが必要・強度行動障害があるなど、福祉避難所にも入れない障害者児はどこにいけば良いのか、何をどうすれば良いのか、当事者と家族、堺市と地域で一緒に考えてください。
14. 直近の「個別避難シート」作成の進捗を教えてください。
15. 在宅避難していても孤立しない、必ず医療や福祉の支援が入るシステムを構築してください。
16. 福祉タクシーの補助チケットの枚数を現行の年間26枚（往復13回分）を、せめて52枚に増やしてください。移動障害者と言われる視覚障害者にとっては、この枚数では安全に日常生活を送ることができません。また、交通の弁に関して、堺市は大阪市に比べて鉄道路線が少なく、特に東西のアクセスが極めて不便です。とりわけ美原区においては、鉄道の駅は皆無で移動が困難です。さらに、夜間などに突発的なことで通院、入院しなければならない時などはどうにもなりません。そのためにも、一度に複数枚利用できるように柔軟な利用を検討してください。
視覚障害者だけでなく、療育手帳を持っている人なども複数枚使えるように考慮してください。
17. ガイドヘルパーの利用時間数を1ヶ月50時間（視覚障害の場合の時間数）に限定せず、複数月まとめて利用できるようにしてください。特に行楽シーズンでは利用が多くて足りなくなり、逆にそれ以外には利用が少なくなることを考慮していただくよう、よろしくお願いいたします。
18. グループホーム建設についての支援策で昨年、世田谷区の重度障害者向けグループホームの土地提供の情報をお知らせしましたが、その後堺市では、どのような支援策を始められましたでしょうか。
大阪府はようやく入所施設待機者の調査を進めていますが、堺市の調査はどのように進んでいますか。合わせてグループホーム待機者の調査を進めてください。

19. グループホーム建設の補助金額や件数を増やして下さい。

障害者が住み慣れた地域で安心して主体的に心豊かに暮らせる共生社会の実現のためにはグループホームの拡充が必要です。

生活の場の拡充は、「土地」「財政面」「人」が三位一体とならないと実現しません。堺市としての改善策はいかがでしょうか。家族の高齢化は進む一方です。

以下は家族の声です。

このまま堺市で住み続けられるのか、障害者を家族に持つ私の家庭は不安になるときもあります。短い目で見れば「〇〇市のあの制度、□□市のあんな取り組み」に心揺れることもあります。しかし、そこに転居しても地域生活などはかなり厳しいものになると予想され「夢物語」とあきらめています。

グループホームを希望していても、なかなか入居が難しくできていません。この先、本人はどこで暮らしていくのか、心配でたまりません。本人は青年期ですが、親は年々歳をとり、本人の体力についていけません。早く対策をとっていただきたいです。

20. 日中サービス支援型グループホームの報酬を引き上げるよう市として国に要望してください。それまでの間、堺市に置いて補助し、建設を促進してください。

また既存のグループホーム利用者が作業所に行けない時の日中支援についてグループホームでの支援内容にふさわしい金額の報酬・体制確保など充実したものにしてください。

以下は家族の声です。

定年退職制度すらない作業所通いの毎日です。「何年がんばれば良いのですか?」と嘆かれます。誰でもそうであるように心身共にしんどい時があります。病気とまでは至らないが「体調が思わしくない、心が少し疲れていて今日は作業所には行きたくない」時に、自分をレスパイトできる居場所が必要ではないでしょうか。家族とばかりでは、成人した障害者の心身の養生には適していない。〇か×かの二択しかない多くの障害者は、このように我慢せざるを得ない日々が何十年と続くのです。

「日中支援型グループホーム」も利用者の年齢や体調にふさわしい暮らしの場にはなるのではないのでしょうか。

21. 老障介護が限界を迎え親が支えきれなくなり、地域での受け皿がどこにもないため高齢者施設である住宅型有料老人ホームや特別養護老人ホーム等で生活している障がい者の数が増えています。他に行き場が無く高齢者施設に入居している現状は“望ましもものではない”と昨年うかがいました。では、どのような暮らしの場が望ましい…と考えられますか?

22. 「老障介護」が障害をもつ人のいる家庭では、往々にして見られる現状です。堺市としてここにも希望を持たせてほしい。「共生（高齢者と障害者）型のグループホーム」の実現は、これからの時代に益々有効な施策になりえないですか。まず形にしていきたい。早くに人口

減の今、有効な施策になると考えます。親の高齢化に伴い、老人ホーム＋障がい者が一緒に生活できる共生型施設を作ってください。

23. 入所施設を作ってください。

グループホームでの対応が難しい強度行動障害者が安心して安全に暮らせる施設を早急に作って頂きたいです。

強度行動障害者、重度障害者の生活の場が圧倒的に不足しています。令和6年の大阪府の調査では、入所施設の待機者は1,233人と前年度より156人増となっているのに入所施設の定員は削減されることになっています。

会見で知事は「詳細な実態を把握した上で市町村と協力し対策を考えていきたい…」と市町村レベルでの対応を繰り返されました。堺市は、この普通のグループホームでは対応の難しい強度行動障害のある人の暮らしについて、どのように把握し、どのような対応を考えておられますか。

24. ショートステイを増やしてください。

人材不足から予約が一層厳しく入りにくい状況です。暮らしの場も不足、ショートステイも予約が入りにくい状況で、介護者は身体を休めることもできません。事業所任せにせず、市としても対策に取り組んでください。

25. 就学前の障害児を、安心して預かってもらえるところがありません。親は日々、障害児だけの世話をしているわけではありません。

障害児のきょうだいの学校行事や急病時の通院・入院、障害児の両親の親の介護、障害児の両親の通院や入院など、どうしても障害児本人を同行させるわけにはいかない場面があります。

学齢期ならば、放課後等児童デイサービスに通うことで、慣れた環境で預かってもらえますが、就学前では限定的です。

ファミリーサポートをお願いしましたが、障害を理由に断られた人もいました。

これでは、障害児の親も兄弟児も障害児の祖父母も、ケガや病気をしても受診できません。

この課題は何十年と変わっていません。社会資源が何もなかった時代から市民が行政と共に制度を一つずつ作ってきたにもかかわらず続いています。堺市として就学前の障害児と家族を支えていくための施策を充実させてください。

26. 成年後見制度は高齢者・障害者の暮らしを守り続ける制度としてますます必要となってきました。この制度を広げていくためにも「堺市成年後見制度利用支援事業」は大きな役割を担っていると考えています。

「堺市成年後見制度利用支援事業」について、知的障害者にかかわっての2007年から2024

年までの件数や支出推移と、今後、「堺市成年後見制度利用支援事業」の拡大に向けて、堺市としての動きと見込みを教えてください。

27. 2008年厚労省から「成年後見制度利用支援事業」の適用対象者を「市町村長申し立て」以外の方にも幅を広げるとともに、「身寄りのない」方を対象とする文言もなくなりました。また重度の知的障害者、精神障害者を対象とする文言が加わり、対象者の拡大が図られました。

資産の少ない知的障害者の成年後見制度利用の促進が図られたと考えています。ですが、多くの知的障害者家族にとって、この制度の利用実態が見えない状況にあり、後見制度の利用促進につながっていないのが現状だと考えています。障害者家族の老障介護問題の改善に向けての一つの手段として、「堺市成年後見制度利用支援事業」の拡充は喫緊の課題だと考えています。この「堺市成年後見制度利用支援事業」を広げていくために、現在の「堺市成年後見制度利用支援事業」の現状と、その中での障害者割合と推移を明らかにしてください。また今後、この制度を広げていくために必要であると考えられている資産要件の緩和や、申請書類の簡略化などは堺市として検討されているのか教えてください。

28. 地域生活支援拠点づくりについて、具体的に進捗を教えてください。

最近何故かショートステイを「拠点」として扱われているようですが、「拠点」と呼ぶには「お粗末すぎる現状」です。5機能の内「緊急時受入・対応」しかなく、それも使いたい人を全て受け入れられるとは限りません。

面的整備が成り立つには、せめて高齢者の包括支援センターの範囲（中学校区）で、障害児者を把握して「相談」「体験」「緊急時支援」「人材確保・養成」「地域体制づくり」ができる必要があります。

地域生活支援拠点を面的整備として成り立たせるには、特に障害児者は医療との連携が必要不可欠です。中学校区内で、福祉支援のネットワーク、医療支援のネットワークに加え、権利擁護のネットワークへのアクセスを保障が必要です。一法人や民間だけではできません。堺市が中心となり、医師会や看護師会、自立支援協議会とも連携して面的整備を行なうべきだと考えています。

今後の地域生活支援拠点のビジョンをお聞かせください。

当事者からも「堺西エリア地域生活支援拠点やグループホームの建設にあたって、建設費用等の補助（補助金の活用）をしていただきたい。」という声も出ています。

29. 緊急時かけつけ等事業について、対象要件を緩和していただきありがとうございます。しかし対象が区分I以上・事前登録不要で、対象者が急激に増大することになることでの混雑が懸念されます。受け入れてくれるショートステイが6ヶ所となりましたが、不足は目に見えています。堺市が中心となってさらに事業所拡大をお願いします。

30. ガイドヘルパーが不足しているため移動支援が利用できません。障害者の方々が充実した余

暇を過ごすことや、地域で自立して暮らしていくための重要施策の1つです。ガイドヘルパー確保・育成の施策を講じてください。そのためにヘルパーの賃金を上げてください。

とくに男性ヘルパーがおらず、親以外の人と出かけることが出来ないため、80歳代の父親が車を運転して本人が行きたいところに連れて行っているという実態があります。

31. 相談事業については、実態として事業は赤字で安定しない現状ですが、介護する家族の高齢化が進む中、その役割はますます重要になります。しかし現状ではセルフプランを余儀なくされている家族も多いです。このままでは自立の見通しが立ちません。市として国にも相談事業の現状と今後の拡充のための要望をあげてください。

32. 作業所の終わる時間が早く、親もそれに合わせた生活をせざるを得ません。本人も時間を持って余しストレスがたまります。放課後デイのような事業所を他の年齢にも広げ、本人の生活を充実させ、親の就労も支えて下さい。

33. 健康福祉プラザのプール利用について、ファインプラザのように障害者の専用利用の日を設けることができないのでしょうか。利用者の多い夏休みを避けて、9月下旬の日曜日に利用したことがあります。一般の方（小さな子どもを含む）が多く、息子とヘルパーさんはゆっくり利用することができませんでした。

34. 福祉人材確保のための施策・育成の施策を講じてください。

35. 時間割での報酬単価では育成の時間もとれません。保育と同じように、月割の報酬にしてください。加算に頼ることなく、基本報酬の抜本的な改善を市として国に強く要望してください。

36. 排尿、排便の自己管理が困難なため、紙おむつを日常的に使用している重度知的障害者にも、紙おむつの助成を要望できる制度を堺市に重ねてお願い致します。

身体障害を伴わない障害者児（知的障害・発達障害・精神障害・難病）でも、排泄の問題は深刻で喫緊の課題です。常時、紙オムツやリハビリパンツが必要な人が100人以上いることがアンケートでわかりました。家族や本人は高齢化で、経済的にも身体的にも精神的にも益々深刻な状況になっています。実態を記した生活（排泄）のノートはもう「3冊目になった」とのことです。1日も早く「紙オムツの助成」を「知的障害者児も含む」としてください。

昨年、前向きな方向で…のご説明がありましたが、支援課の前向きな方向性を阻まれた事についてお話し頂ける範囲でご説明ください。今後、私たちはどのように進んだらよいかご助言ください。

37. 次の2点を日常生活用具に加えてください。

(1)「音声付き血圧計」

日常生活用具に加えてください。視覚障害者も高齢者が増えてきています。病気の発見の

ためにも、自分で測れる音声付き血圧計が必要です。

(2)「補聴器」

加齢に伴う難聴者が増えています。コミュニケーションが欠かせない視覚障害者にとって、補聴器もとても重要です。是非、視覚障害者にも補聴器の補助金を認めてください。

38. 昨今、物価の高勝が続いています。日常生活用具の補助金を是非増やしてください。

39. 中途障害者のサービス利用における利用料発生について、国の規定に基づき適切に運用しているとの回答ですが、障害当事者の収入においての利用料の考え方についての考えをお聞かせください。工賃より高い利用料を払っておられる方、利用料のために通所を諦めている方、このままでいいのでしょうか。意思決定支援と言いながら、制度が本人の意思決定を奪っているのではないのでしょうか。

また本人・家族に経済的・精神的負担にもなっています。誰に遠慮するでもなく利用できるように堺市として施策を講じて国に声を届けてください。

40. 既存の福祉事業所について、最低賃金や物価が高勝がしていますが、報酬が追いついていません。加算をつけるのではなく、基本報酬を引き上げるよう市として国に要望をあげてください。

41. 毎年、障害当事者との懇談を続けていただきありがとうございます。今後とも懇談を継続して、障害当事者の声を施策に反映してください。まず1番に、堺市長が堺市内の各作業所を見て回って今の現状を実感してほしいです。

建設委員会審査分

42. 世界遺産に登録された百舌鳥古市古墳群（仁徳天皇陵古墳）の最寄り駅であるJR百舌鳥駅に、ホーム可動柵の設置と駅員配置を、市の責任でJR西日本に働きかけてください。

43. 乗合タクシーが車いすごと乗れるようにリフト付きの車両を配車できるように検討してください。

またタクシーチケットは1回の乗車につき1枚しか使用できません。4月に申請すれば24枚交付されるそうですが、外出する機会が少なく使いきれない場合、1回の乗車で複数枚利用できるように検討してください。

「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、車いす利用者が、一般の方と比べて大幅な金銭的な負担とならないよう検討をお願いいたします。

一般のタクシーに乗車する場合は障害者割引適用後の料金から500円を助成、福祉タクシー（リフト等）の場合は障害者割引適用後1,000円を助成など検討してください。

以下のようなことが実際にありました。

北区野遠町の「青空ホーム」の車いすの利用者が北区役所へ行く用事がありました。ホー

ムのすぐ近くに堺市の予約制の乗合タクシーの停留所があります。堺市のホームページに、「堺市乗合タクシーは駅やバス停から離れた地域にお住いの方の移動手段として運行されています。1週間前から2時間前までに予約をすれば、おとな300円ですが手帳があれば150円で乗車ができます。」と書かれています。さっそく問い合わせてみましたが「車いすは折りたためるなら乗車できますが、車いすのままでは乗車できません」と言われました。福祉タクシーを使用しましたが、北区役所まで2,500円 北区役所からほくぶ作業所まで1,500円、合計4,000円ほどかかったそうです。タクシーチケットは往復で2枚使いました。

乗合タクシーが使えたら、往復300円・介助者と合わせても600円で移動できるのです。

44. 堺市内全体の歩道の整備をしてバリアフリーな街にしてください。道幅の確保、でこぼこな道の段差をなくして、歩行困難者やみんなが安全に通行できるようにしてください。

特に堺市堺区神石市之町15-18、30号線沿いの歩道です。

文教委員会審査分

45. 学級定数について、堺市はようやく小中学校の38人学級を実現しました。支援学級の児童生徒を含めて40人を超えないという意図からのようですが、38人でも多いというのが実態です。一刻も早くすべての小中学校の35人学級を実現し、早期に小中学校の30人学級を実現してください。

また、学級定数に支援学級の児童生徒を含めて、定数を超えることがないようにしてください。

46. 支援学級の在籍にあたっては、文科省の通知による「支援学級での授業時間数」だけで判断せず、個人の状況に応じた在籍の在り方を認めるよう各校に周知してください。

来年度（R8）から通知の本格実施としていますが、学びの場の変更がある場合でも当事者（保護者、子ども）が納得できるように各校で対応するように周知してください。

47. 希望する子どもたちが自分の学校の通級指導教室で学べるように、巡回ではない通級教室を全校に設置してください。設置に当たっては、担当者の確保など確実な体制を保障してください。

また、設置校についても、教職員、保護者、子どもたちの共通理解を担当者任せにせず、市教委として促進してください。

48. 百舌鳥支援学校の狭隘化改善策が検討されていますが、子ども達、保護者、教職員など当事者の意向を検討の中で取り入れてください。

また、百舌鳥支援の改善に特化した意見交流の場を設けてください。

49. 特別な支援を必要とする子どもたちが近年著しく増加し、上神谷支援学校も想定を超える規模になっています。それに対応するために宮園分校の設置が進んでいますが、宮園分校の教育

条件の充実とともに今後予想される子どもの増加に見合った堺市の特別支援教育のプランをお示しください。

受理年月日 令和7年8月1日

生理用品について

陳 情 者 堺市南区

新日本婦人の会泉北ニュータウン支部

事務局長 伊 藤 厚 子

トイレットペーパーのように生理用品を公共トイレに常備することへの陳情

陳情の内容

新日本婦人の会は1962年の創立以来、子どもの幸せ、平和と暮らしの向上など女性の願いの実現めざし、全国で運動している国連NGOの女性団体です。

2021年以降、「トイレットペーパーのように生理用品の常備を」と全国的に運動し、多くの自治体で学校や公共施設での生理用品の常備を実現させてきました。

生理現象である経血での汚れや、汚すかもしれない不安感から、活動が制限されたり不利益を被ったりしない環境づくりのためにも、公共のトイレに当たり前に設置することが、女性や子どもたちの人権、健康や教育機会の保障につながると考えます。

あわせて、教育現場ではいまだに男女別で生理用品の使い方を教え、「生理は女の子のもの」「常備しておくのは女性のたしなみ」などと植え付ける意識を変えることも必要です。人権とジェンダー平等、多様性を尊重する包括的性教育を実施し、子どもの頃から生理をタブーとせず、誰もが生理のことを理解し、生理がある人もない人もお互いを大切にしあえる社会の実現のために以下要請します。

<陳情事項>

1. 堺市立の小中学校や公共施設のトイレに、トイレットペーパー同様トイレの個室に、生理用品を当たり前に設置してください。
2. 学校や公共施設の生理用品設置のための予算をつけてください。
3. 生理用品設置の意義について、教育機関での包括的性教育はじめ自治体での広報活動につとめてください。
4. 生理をはじめ、心や体の悩みを気兼ねなく相談できる環境を整備してください。

受理年月日 令和7年8月1日

障害者施策等の充実について

陳 情 者 堺市堺区

堺市ろうあ者福祉協会

会長 岩 本 治

堺市ろうあ者福祉協会

堺手話サークル連絡会（かたつむり、金岡、かめのこ、北野田、泉北、トゥモロー、
木馬、もみじ）

大阪手話通訳問題研究会堺ブロック

大阪府立障害児学校教職員組合堺聴覚支援学校分会

重度重複聴覚障害者の働く権利と生活を考える「もずの会」

聴覚障害者・手話関係者の要求を実現するための陳情書

陳情の内容

平素より、聴覚障害者の福祉向上に多大なご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、国においては令和7年6月25日に「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」が公布・施行され、改正障害者基本法、改正障害者差別解消法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法と相まって、「言語」としての手話の普及に向けて国や自治体に総合的な施策の推進が求められています。

これに伴い、堺市が制定した「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」も施行から8年が経過し、公教育での手話の普及等、さらなる進展が求められています。

現在、福祉まつりや区民まつりなどのイベントで手話体験に参加する小中学生や若い世代が増え、手話への関心が高まっていることを実感しております。しかし、継続的に手話を学び続ける人は限られており、手話サークルへの入会者も、仕事や介護などの事情で学習を断念するケースが少なくありません。

「手話は言語である」この認識が広く市民に浸透し、より多くの人々が手話を身近に感じられるよう、手話に関するイベントや講習会の拡充、さらに手話を学びやすい環境の整備を進めていただき

たく存じます。

私たちは、いつでもどこでも手話を学び、手話を使いながら暮らせる社会の実現を切望しております。

誰もが安心して暮らせるまちづくりを実現するためにも、当事者の声を反映させた施策の推進を強く願います。

つきましては、陳情いたします。

<陳情事項>

市民人権委員会審査分

1. すべての避難所において、アンブルボード、ピブス、ヘルプカード、透明マスクをすぐに見えるように備蓄し、手話通訳者を必ず配置してください。
2. 区役所の各課にタブレットを設置してください。UDトークなどの音声変換アプリでやり取りができるようにしてください。
3. 「手話施策推進法」にのっとり、消防局での“デフ・コミュニケーション研修”の定着をめざし、緊急搬送時や災害時に命を守る取り組みを役所は責務として捉え、財政措置をおこなってください。

健康福祉委員会審査分

4. 本年（令和7年）6月25日に「手話に関する施策の推進に関する法律」が公布・施行され、改正障害者基本法、改正障害者差別解消法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法と相まって、「言語」としての手話の普及に向けて国や自治体の総合的な施策の推進が求められています。

堺市においても、「手話を言語として位置づけ、すべての市民がその多様なコミュニケーション手段を尊重される社会」の実現に向けて、早急に同法にのっとり具体的な行動計画（例：年次目標、研修対象拡大、普及イベント等）を策定・実行してください。

5. 「堺市手話言語の普及、及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」が設定され8年が過ぎました。現時点における成果と課題を明らかにし、今後5年間を見据えた施策の推進をさらに具体化させるロードマップ（進行計画）を策定し実行してください。

- ・条例の周知度・理解度の市民調査
- ・条例に基づく各部局の取り組み評価
- ・中長期的目標（例：2027年までにすべての市民窓口で遠隔手話対応を配置）など

6. 同「手話言語条例」には「障害者が窓口で速やかに情報を取得し、快適なコミュニケーションを図ることができるよう、まずは市職員を対象にした研修を率先して実施していきます」と

ありますが、8年を経た今も各窓口で職員と手話での会話できません。市の条例には市職員への研修実施が明記されていますが、研修受講者の人数・頻度・成果について明らかにし、以下のような実効性のある取り組みを直ちに実行してください。

- ・年間〇名以上の市職員が手話研修を受講する目標設定
 - ・各部署に最低1名の手話対応可能職員を配置
 - ・遠隔手話通訳機器の常設設置と活用
7. 盲ろう者が安心して社会参加できるように情報提供と保障に関する制度を充実してください。
 8. 盲ろう者の病院搬送時や入院時など、盲ろう者に必要なコミュニケーションなどを拡充してください。
 9. 手話のできるガイドヘルパー、グループホームの世話人、支援者を増やしてください。手話のできる相談員や世話人、支援者がせっかく手話を覚えてくれたのにやめてしまったり、新しい人が入ってくるたび、ゼロから手話を教える必要になり、その繰り返しです。筆談でもしんどい思いをしています。安心して手話でコミュニケーションができる職員（支援者）を増やしてください。
 10. 堺市が責任をもって、きこえない人・きこえにくい人・盲ろう者が安心して利用でき参加できる避難所及び防災訓練の指針を作ってください。
 11. 自分のスマホを使って聴覚障害者相談員のパソコンとビデオ通話で予約ができるようにしてください。
 12. 医療現場で活動する登録手話通訳者の新型コロナワクチン予防接種の助成をおこなってください。
 13. 医療関係者、介護職に従事している人達への手話学習会は「手話施策推進法」(10条、13条)にのっとり、堺市の「手話基本計画」を策定し、医療や福祉の分野での手話の習得を推進してください。

文教委員会審査分

14. 同「手話言語条例」は堺市の教育においても、国語や、外国語と同じく教育の一環として具体的におこなわねばなりません。堺市の小・中学校には多数のきこえない・きこえにくい児童・生徒が学んでいます。それらの児童・生徒のアイデンティティと学習環境を保証するために、「手話に関する施策の推進に関する法律」にのっとり、小・中学校において実効性のある手話学習をおこなってください。

- ・小・中学校での手話学習を総合的な学習や道徳授業に位置づける
- ・ろう者講師を派遣し「ろう文化」も含めた手話授業を実施

- 教職員向け手話研修の義務化と年間計画の策定
- きこえない・きこえにくい児童・生徒への個別の言語選択支援（日本語/手話など）

受理年月日 令和7年8月1日

あはき・柔整広告ガイドラインについて

陳 情 者 奈良県奈良市
鍼灸柔整政策フォーラム
共同代表 大 山 利 彦
同 上 原 樹

あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情

陳情の内容

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（いわゆるあはき・柔整広告ガイドライン）が適正かつ積極的に運用される事を求める。

<陳情事項>

令和7年2月18日、厚生労働省からあん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（いわゆるあはき・柔整広告ガイドライン）が公表されました。

国民が適切にあん摩マッサージ指圧、はりきゅう、柔道整復の施術を受けるためには施術所のルール順守が重要となります。

各法に違反するような広告や、国民に誤解を与えるような広告が施術所の信頼を損ない国民の健康被害に繋がる可能性も否定できません。

地域保健法第五条におけるこれらの改善指導を行う権限を有する保健所を設置している自治体においては、通報対応だけでなく一斉点検や文書配布等の適切な施策によって、保健所によるいわゆるあはき・柔整広告ガイドラインに違反する広告の改善指導を強く希望します。

受理年月日 令和7年5月28日

新型コロナウイルス等ワクチンについて

陳 情 者 堺市北区

新型コロナワクチン被害者を支援する堺市民の会

鹿 釜 美千代

新型コロナワクチン被害者支援と HPV ワクチンの情報提供について

<陳情事項>

1. 新型コロナワクチン被害者支援について

新型コロナワクチンの接種が始まって、これまで多数の副反応被害報告があがっていましたが、4年半経った現在においても予防接種健康被害救済制度の申請件数は更に増え続けています。

新型コロナワクチン予防接種健康被害救済制度（2025年7月29日現在）

〈全国〉・累積進達受理件数13,975件

認定9,260件、否認3,929件、保留7件、未審査779件

・死亡一時金又は葬祭料に係る件数

累積進達受理件数1,796件

認定1,031件、否認647件、保留0件、未審査118件

〈堺市〉申請件数58件、内死亡申請件数9件

認定35件、否認12件、審査中11件

死亡認定4件、否認2件、審査中3件

堺市での予防接種救済制度に関しては、昨年から担当課の方が、副反応疑い報告があがっている方への調査の際、救済制度の案内を行った結果、7名の方が救済制度申請の意向があるとの事でした。

コロナワクチン副反応被害にあいながら救済制度のことを知らない方がおられたという事が明らかとなりましたが、反対に救済制度のことを知っていても申請することを諦める方もおられます。それは、なぜなのでしょう。

その一番の原因は、文書費用の負担が大きいと思います。

健康被害救済制度に申請するために必要なカルテや受診証明書などが必要であり、それを入力するには、費用がかかります。治療費もかかり、生活に困窮され、文書料を負担する余裕すらないかもしれません。

これまで、コロナワクチンによる健康被害救済制度に申請するために必要な書類を入力するための文書費用の支援を求めてきましたが、市からは、「予防接種健康被害救済制度の申請時に、医療機関から診療録等の書類を数多く入手いただく際、費用負担が申請の負担であることは認識しています。本市では予防接種の副反応による健康被害救済に関する文書費用の助成については、本来国において制度化することが望ましいと考えており、新型コロナウイルスの副反応や後遺症、救済制度の現状に関して厚生労働省や大阪府へ働きかけ、要望を行いました。引き続き申請時の負担軽減について働きかけを行います。」という回答でした。

申請に必要な書類を入力するための費用負担が、制度申請への負担になっていることを認識しているとの事ですが、では、文書費用を捻出するのが難しい方はどうすればいいのでしょうか。国に働きかけているとのことですが、具体的にどのような働きかけを行い、その働きかけに、国はどのように回答していますか？

国が文書費用の助成を制度化することに対し、前向きな回答が出ているのでしょうか？

制度化するまでにどれくらい時間がかかるのでしょうか？

もし国が文書料の助成の制度化に難色を示した場合、文書料が負担となり、申請できずにいる市民はどうなるのでしょうか？申請を諦めろと言うのでしょうか？

昨年8月定例会の陳情で、コロナワクチン被害者の医療費の支援を求めましたが、その時の市からの回答は、「ワクチン副反応による健康被害に対しては、救済制度があるので、本市独自の治療費の支援は予定していない。本市としては救済制度の周知に努める」とありました。

救済制度があるんだから、その制度を活用しろ、と言うのなら、その制度に申請できるように文書料の支援を行うべきではありませんか？

新型コロナウイルスの副反応被害は全国に及んでいるので、国が一律に文書料の助成を行うのが望ましいとは思いますが、国がやらなかった場合どうなるのでしょうか。

堺市の対応が遅れることにより、申請が困難になっている被害者に対してどのように考えられているのでしょうか？

国への働きかけを行いつつ、国に文書料助成制度ができるまでの間、堺市として、文書料の支援を行ってください。

2. HPVワクチン（子宮頸がんワクチン）の情報提供について

HPVワクチン（子宮頸がんワクチン）は、2009年から日本国内で使用され、2013年4月に

定期接種化されましたが、定期接種した直後に多数の副反応被害が報告されたためたった2ヶ月で積極的勧奨は中止になりました。

多数の副反応被害の報告がされているのに、国も製薬会社も、被害者への救済を行なわなかったため、2016年、被害者約120人が国と製薬会社を提訴し、全国4ヶ所（東京・名古屋・大阪・福岡）の地方裁判所で現在も裁判が続いています。

現在も裁判が行われているにもかかわらず、2022年4月に積極的勧奨が再開され、キャッチアップ接種キャンペーンまで行われました。

2022年4月からHPVワクチン（子宮頸がんワクチン）の積極的勧奨が再開されてから、新たな副反応被害が報告されています。

接種勧奨再開後、HPVワクチン接種後の症状に対応するために国が指定した協力医療機関を新規に受診する患者が全国で急増していることが厚労省研究班の調査でわかっており、2022年4月の勧奨再開後の2年9ヶ月間で新規受診者数は計545人に上っており、患者数は現在も増え続けています。

※「HPVワクチンの安全性に関する研究」研究代表者 岡部 信彦

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001384287.pdf> より

薬害オンブズパースン会議という団体からHPVワクチンに関する要望書がいくつも厚労省に提出されています。

「HPVワクチンのキャッチアップ接種の問題点」より抜粋（2023.11.23）

- HPVワクチンは子宮頸がんそのものを予防する効果は証明されていない。
- HPVワクチンに深刻な副反応がある。
 - ① 知覚に関する症状（頭や腰、関節などの痛み、感覚が鈍い、しびれる、光に対する過敏など）
 - ② 運動に関する症状（脱力、歩行困難、不随意運動など）
 - ③ 自律神経などに関する症状（倦怠感、めまい、嘔気、睡眠障害、月経異常など）
 - ④ 認知機能に関する症状（記憶障害、学習意欲の低下、計算障害、集中力の低下など）など多様な症状が一人の人に重なって現われるという深刻な副反応が生じています。

- 副反応に対する治療法は確立していません。
- キャッチアップ接種でも新たな被害者が出ています。

重篤な副反応がおこり、10年以上、副反応に苦しんでいる女性がたくさんおられます。そんなリスクのあるワクチンです。

ワクチンについての情報をしっかりと接種を考る方にリスク、デメリット情報などを周知するために、以下の内容を要望いたします。

- (1) HPVワクチン（子宮頸がんワクチン）の副反応被害件数を、HPに掲載してください。

現在、堺市の副反応疑い報告件数を掲載していただいておりますが、全国の件数もあわせて掲載してください。

現在、掲載されているHPVワクチンの副反応疑い報告を、HPVワクチンのページに掲載してください。

(2) 添付文書に書いてある大切な情報をHPに掲載してください。

• 効能又は効果に関連する注意

5.1 HPV6、11、16、18、31、33、45、52及び58型以外のHPV感染に起因する子宮頸癌又はその前駆病変等の予防効果は確認されていない。

5.2 接種時に感染が成立しているHPVの排除及び既に生じているHPV関連の病変の進行予防効果は期待できない。

5.3 本剤の接種は定期的な子宮頸癌検診の代わりとなるものではない。

5.4 本剤の予防効果の持続期間は確立していない。

• 重要な基本的注意

8.5 発生機序は不明であるが、ワクチン接種後に、注射部位に限局しない激しい疼痛（筋肉痛、関節痛、皮膚の痛み等）、しびれ、脱力等があらわれ、長期間症状が持続する例が報告されているため、異常が認められた場合には、神経学的・免疫学的な鑑別診断を含めた適切な診療が可能な医療機関を受診させるなどの対応を行うこと。

• 重大な副反応

11.1.1 過敏症反応（アナフィラキシー（頻度不明）、気管支痙攣（頻度不明）、蕁麻疹（頻度不明）等）

11.1.2 ギラン・バレー症候群（頻度不明）

四肢遠位から始まる弛緩性麻痺、腱反射の減弱ないし消失等の症状があらわれた場合には適切な処置を行うこと。

11.1.3 血小板減少性紫斑病（頻度不明）

紫斑、鼻出血、口腔粘膜出血等の異常が認められた場合には、血液検査等を実施し、適切な処置を行うこと。

11.1.4 急性散在性脳脊髄炎（ADEM）（頻度不明）

接種後数日から2週間程度で発熱、頭痛、痙攣、運動障害、意識障害があらわれることがある。本症が疑われる場合には、MRI等で診断し、適切な処置を行うこと。

(3) 現在、HPに掲載されている、HPVワクチンの推奨動画を、すぐに取り下げてください。

動画の中で子宮頸がんは、若い人のがん、若い人に増えていると子宮頸がんへの恐怖をあ

おり、接種を強く勧めています。

また、副反応に対して、心因性だとする内容がありますが、現在、実際に副反応被害者を診察し、治療を行っている神経難病や免疫疾患・脳炎脳症などの専門家たちが、「心因性などではなく、免疫介在性の神経障害」だと裁判で証言しております。

HPVワクチン（子宮頸がんワクチン）は、任意です。ワクチンを接種するかどうかを判断するためにしっかりと、ワクチンに関する情報を公平に、リスクやデメリットの情報も掲載して下さい。

新型コロナワクチンの時に、リスク、デメリット情報の掲載は、遅すぎる情報提供でした。副反応被害者の方が、「リスクやデメリット情報を知っていれば、接種しなかった」と言われてました。

このHPVワクチンに関しても、リスク、デメリットをしっかりと掲載してください。

他の定期接種のワクチンより、副反応リスクの高いワクチンです。子ども達が接種するワクチンですから、慎重に検討できるよう、しっかりと情報を周知してください。

受理年月日 令和7年8月4日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市北区

いづみ保育園保護者会

会長 山 本 千 絵

全国福祉保育労働組合大阪地方本部

コスモス分会いづみ保育園班

班長 吉 積 妙

陳情の内容

はじめに

日頃より、堺市民が暮らす地域社会の発展にご尽力いただき心より感謝申し上げます。さて、昨年2024年の日本の出生数は68万6,061人なり、初めて70万人を割りました。

日本全体が直面している少子高齢化と、人口減少の問題は、地域社会の活力を低下させ、将来にわたる生産人口数や、年金問題など、様々な課題を突き付けています。

堺市においても、南区の減少速度が顕著になるなど、市全体でも若年層の流出が続いています。

また、物価高騰が進み、子育て世帯のみならず、全ての市民生活が極めて厳しい局面に直面しています。食料品、エネルギー、日用品など、あらゆるものの価格が上昇の一途を辿り、家計への負担は限界に達しつつあります。特に賃金の上昇が物価上昇に追い付かず、日々の生活を維持すること自体が困難な状況に陥っている世帯も少なくありません。

就学前教育施設に集う子ども達の健やかな育ちは勿論のこと、誰もが住みよい街づくりと、地域社会の持続可能な発展と、市民の福祉向上を願い、以下の点について貴殿のご高配を賜りたく陳情いたします。

大変お忙しい中恐縮ではありますが、ご審議いただきますよう宜しくお願いいたします。

<陳情事項>

健康福祉委員会審査分

1. 任意で行っている予防接種の公費助成制度を創設してください。

保育園では0歳児から集団生活をしており、まだ病気に対する免疫が十分に備わっていないため感染症にかかりやすく、また集団生活ということもあり急速に感染が拡大してまいります。有識者会議の結果を経て、医学的・科学的な観点から、接種することが望ましいと判断されなければ任意接種ワクチンの定期接種化は難しいことは理解しておりますが、大阪府下においても任意接種ワクチン（インフルエンザ・ムンプスウイルス等）の接種に対して助成金を支出している自治体は複数見受けられます。また、堺市としても高齢者に対してのインフルエンザワクチンの接種に対する助成を施策として実施いただいているところであります。このことから、まずは現在堺市で実施いただいているインフルエンザワクチンの接種に対しての助成対象を高齢者のみならず、高齢者と同じように免疫力が弱く、感染すれば重症化しやすい未就学児や小学生に拡大していただき、段階的に接種対象年齢、接種対象ワクチンを拡充していくといった公費助成制度の創設をご検討いただきたいと思います。

2. 堺市の事業で副食料費を完全無償化にしてください。

大阪府下も含め、全国的に他の自治体では保護者の負担軽減や、事務作業の負担軽減等を理由に副食料費の無償化が実現されています。堺市としても、所得制限のない第二子以降の保育料無償化を市独自の施策で実施いただいております。この施策については非常に素晴らしいものであると考えております。しかしながら、昨今の物価上昇により子育て世帯への負担はより大きくなっているため、さらにもう一步踏み込み、副食料費の実質負担ではなく、所得制限なしの全世帯完全無償化の施策をご検討いただきたいと思います。

3. 0歳児の急激な定員割れ解消のため補助金を創設してください。

0歳児の急激な定員割れに伴い、途中入園を受け入れるための手立てとして途中入所（園）対策事業を検討してください。堺市においても子どもの数は減少し、社会的にも育児休業制度の運用が広がり、保育施設では0歳児の定員割れが問題となっています。

年度当初に0歳児が定員割れであっても1歳を目途に預けたいニーズは高いため、年度途中の入園を見越して保育士の確保が必要です。0歳児のこども達を受け入れたくても保育士の確保が出来ず入園を断るケースもあります。結果として、0歳児での入園が出来ない事から1歳児で多くの新入園児が入る事が数年続いています。複数の他市では、すでに補助金の創設が行われていると聞いています。途中入所対策事業を堺市でも検討してください。また、子どもの減少に伴う中での補助金のあり方についても、運営事業者が継続して運営できる財源確保ができるように市として国へ働きかけてください。

4. 補助金を削減するのではなく、見直し拡充をしてください。

保育士不足の解消は長年の課題であり、急務です。令和3年の財政危機宣言を受け、令和4年に削減された補助金の見直しをしてください。これまで補助金とされていた保育教諭等充実補助費の加配上限人数が削減され、休暇取得促進支援事業の廃止、地域活動、子育て支援

事業の削減など、施設にとっては補助金額が減少し大変厳しい状況となっています。また、資格職でありながら他職種平均給与に対して大幅な開きがある若い保育士にとって、未来を担うこども達の育ちと共に自身の育ちを実現するために、堺市でも独自予算にて補助金の増額をしてください。大阪府のホームページで保育士として働きたい人への支援情報の掲載を見ても、同じ大阪府下で、他市は魅力ある保育士の働き方改革推進事業や補助金の拡充がすすめられています。

堺市でも他市同様に、保育士の確保・定着に繋がる、補助金の拡充や、新たな補助金創設などをしてください。

5. 堺市独自の運営補助による配置基準の継続とさらなる拡充を行ってください。

朝夕は子どもの人数に変動はありますが、朝は子どもの健康状態や様子を視診し、保護者からの子どもの聞き取り、保育の準備、夕方には子どもの様子を伝えたり、保護者と話をする大切な時間です。お迎えが17時以降を過ぎる家庭も多いことや保護者支援を求められることも益々増えていく中で朝夕の時間でも保護者の対応や関わりをより丁寧出来るように堺市独自で保証をしてください。

1歳児クラスは従前から堺市独自に配置基準を5：1として配置し、国においても5：1に改定されたところですが、年々配慮を要する子どもが増えることや、こども達へのより丁寧な関わりをするためにも更なる改善を望みます。

3歳児も現行配置基準は15：1ですが、堺市独自に10：1の基準を設けるなど、配慮を要する親子を含めて、より丁寧な支援ができるような配置基準の改正を望みます。

4・5歳児クラスは国の配置基準において、30：1から25：1に改善がされましたが、25人に満たない場合でも安全配慮等含め、こども達のより良い保育をめざすために、多くの保育現場では園の努力でもう一人職員を配置しているのが現実です。実態を踏まえたうえで、保育指針に謳われている、より良い保育が実施できる保育士配置の実現に向けて、堺市として国に現状を伝えていただくとともに、堺市として先行して配置基準を実態に即したものに改善してください。未来を担う子どもたちです。保育の充実を図り子育てしやすい街づくりをお願いします。

6. 現行のままで、こども誰でも通園制度を実施しないでください。

こども誰でも通園制度が導入される理由の1つである0歳～3歳未満のいる家庭における孤立した育児を解消するという趣旨はとても大切なことです。その上で、安全な保育を確保し、「保護者ととともに子どもの育ちを支えていくための制度」として、0歳～3歳未満の乳児を含む子どもを短時間預かるためには、経験ある保育士が担当する必要があります。保育現場では保育士不足の問題が解決されておらず、こども誰でも通園制度が実施されると、より一層保育士への負担が大きくなります。食事面においても、利用児がアレルギー児の場合は、より丁寧に

配慮を行う必要もあります。現行の一時預かり事業の補助金では十分な人員が配置できておらず、専用室を持っていない園もたくさんあります。従来の保育体制のもとで定員の空きを活用する場合、保育者や在園児、利用児童にとっても負担が大きくなります。こども誰でも通園制度を実施するには、それに見合った実施体制を整えられるように、専任の保育者を配置する事や、十分に人員を配置できる補助金を創設してください。

現行のままの「こども誰でも通園制度」は実施しないでください。

7. 常勤の保健業務専任の看護師配置を基本とした予算を計上してください。

保育園設置基準において、現行、看護師、保健師の配置は義務ではありません。努力目標として「看護師を置くことが望ましい」とされています。

堺市では看護師配置に際して、月額5万円。年間60万円の補助金となっています。別途、乳児クラスにおいて、看護師を保育士として換算することができる代替の補助金制度がありますが、看護師と、保育士には、それぞれの専門性があります。

堺市に隣接し、同じく政令指定都市の大阪市では、2024年度から、誤飲等緊急対応含めた安全・安心な保育に向けて、看護師専任配置補助金として550万円の補助金が創設されました。堺市との年間補助金格差は490万円になります。

保育士、看護師のそれぞれの専門性をいかした業務を行うためには、代替補助金ではなく、保育士は保育士配置基準としての配置。看護師は保健業務の専門性をいかした専任業務ができるように、保健業務選任配置ができる補助金にしてください。

8. おむつ処理費無償実施について民間園でも実施してください。

保護者の負担軽減を行うことで、こども達と関わる時間が豊かになるように、それぞれの就学前施設で保護者負担軽減策を検討しています。公立こども園では、2025年度からおむつのサブスク事業も実施をされたところです。おむつの持ち帰りについても、衛生面の観点などから、各園持ち出しで、おむつの処理費を工面するなどしています。

公立・民間ではなく、堺市に暮らす同じこども達に対する手立てとして、おむつ処理無償化を民間園でも実施してください。

文教委員会審査分

9. 大学までの教育費を無償化にしてください。

物価高騰に賃金上昇が追いついていない昨今、世帯収入が増えず子どもにかかる教育費の見通しが立たない家庭が増えております。2025年度から大学無償化制度も開始されますが、対象世帯は3人以上の多子世帯のみであり、また第一子が就職等で扶養から外れれば第二子・第三子は対象から除外されてしまう等、対象者は限定的です。教育費用を理由に学業を断念せざるを得ないことがないように、これからの将来を担う子どもたちが自由に自身の人生を選

択できるように、大学に至るまでの教育費無償化または補助の拡充を国に検討いただくよう堺市から働きかけていただきたい。

受理年月日 令和7年8月1日

放課後施策について

陳情者 堺市北区

堺学童保育連絡協議会

会長 田中 剣 太

事務局長 松谷 有 紀

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以後、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

私たち、堺学童保育連絡協議会（以下、学保連）は学童保育に子どもを預ける保護者と指導員が『子どもたちに豊かな放課後の時間を過ごしてもらいたい』と集まり、活動しています。

全国的に学童保育のニーズは年々増加しており、現在は堺市においても1万人を超える児童が学童保育を利用しています。しかし利用児童数が増え続けるなかで、200名や300名を超える超大規模化ルームの問題、指導員不足の問題、専用室確保の問題は全市的な改善が行なわれず、長年にわたり課題を抱えたままの状況です。

子どもたちにとってかけがえのない放課後を安全に、楽しく過ごせるよう、また働く保護者が安心して子どもたちを預けられるよう、以下の項目を陳情いたします。

誠意あるご回答をよろしく願いいたします。

<陳情事項>

健康福祉委員会審査分

1. 堺市子ども子育て会議への学童保育関係者の参画について

昨年度実施された「堺市こども計画（案）」に対するパブリックコメントでは、123人216件の意見が寄せられ、そのなかで放課後施策に関する意見も多く出されました。放課後施策の拡充を求める声が高まっています。現在、堺市内では1万人を超える児童が学童保育を利用しており、今や共働き家庭やひとり親家庭にとってはなくてはならない存在です。子ども・子育て支援に関する必要な事項等を調査審議する重要な役割を持つ「堺市子ども・子育て会

議」において、学童保育関係者が参画できるように参加枠を設定してください。

文教委員会審査分

2. 事業者選定について

現在3～5年ごとに行われている運営事業者の公募型事業者選定について、2022年度に実施された際には「価格点：技術点」の比率が「30：70」であったのに対し、昨年度は「50：50」に変更されていました。このことについて、前回の陳情書では「堺市委託業務に係る総合評価一般競争入札実施マニュアルで基本とされている50%に変更しても、事業の「質」は確保できると判断し、評価の割合を変更しました。」との回答を頂きましたが、2022年度及び2024年度の入札結果の通り、価格面において入札額が一番低いところが全て満点となるようなくみである以上、50：50の比率が及ぼす影響は大きいと感じます。以前のように技術点を重視した比率へ戻してください。

また、今年度の選定対象はのびのびルーム48校、堺っ子くらぶ6校であり、非常に大規模な事業者選定になることが予想されます。昨年度の選定対象となった堺っ子くらぶ5校については、この10年間で運営事業者が3回も変更となりました。もしも同じようなことが今後繰り返された場合、堺の指導員不足は更に危機的な状況に陥ると考えます。競争性、公平性を確保する観点も大切ですが、そこで働く指導員や毎日の放課後を過ごしている子どもたちの声にしっかりと耳を傾け、継続性、安定性を重視した事業者選定へと実施方法を見直してください。

3. 指導員の配置について

指導員の深刻な人数不足が解消されないままです。配慮が必要な児童に対する加配指導員が足りていない、急な欠員や病欠による指導員の基本配置が足りていない、ということが複数のルームで起こっています。仕様書において「障害等のため配慮を要する児童の在籍や安全管理上必要な場合等に伴う業務従事者の追加配置については、発注者が必要と認めた場合について行うものとする。」とありますが、実際には追加配置は困難な状況となっており、支援課としても「運営事業者による指導員確保が困難な実情を踏まえ、配置を義務付けることは困難」との回答（令和6年5月陳情第36号）を頂いています。要するに指導員配置が足りていない状況を運営事業者も支援課も見ても見ぬふりをしているような状況が長い間にわたって続いており、そのことによる影響が子どもたちにしわ寄せとなっています。何かが起こってからでは手遅れです。指導員の追加配置について、市の責任で配置するように、仕様書を変更してください。

受理年月日 令和7年8月4日

演劇祭について

陳 情 者 堺市西区
堺国際市民劇団
木 地 環
瀧 上 哲 也

アジア青年演劇祭（2026年6月開催）を堺市の事業化へ

陳情の内容

2026年6月に堺市で開催するアジア青年演劇祭を堺市の共催事業として取り組んでいただきたく、陳情いたします。

アジア青年演劇祭は、2017年にシンガポールの劇団Buds Theatreの呼びかけではじまった、アジアの青少年を演劇を通じて世界をけん引するリーダーへと育成する国際プロジェクトです。毎年参加国の持ち回りで開催され、これまでASEAN諸国を中心に、ヨーロッパ諸国も含め16か国が参加し、50万人を超える若者に影響をあたえてきました。

他の演劇祭や交流イベントと大きく違うのは、若者たちが各国の伝統文化を学びながら、現代的なテーマに基づいて、演劇作品を創作し発表することです。若者たちは、他国の文化との違いと共通性を深く知り、それぞれの国が抱えている課題を共有することになります。

堺国際市民劇団は2019年より、日本代表として参加し、毎年日本の若者を演劇祭に派遣し、大きな成果をあげてきました。そして、2026年はついに日本をホスト国として、この堺市で各国の若き文化的リーダー1~2名ずつを集めた合宿プログラムが開催されます。堺市は言うまでもなく、歴史的に東南アジア諸国と深い結びつきをもち、その交流から茶の湯をはじめとした日本文化の礎を生み出してきました。さかい利晶の杜や寺社仏閣を訪問し、堺の職人や芸術家と出会い、堺の文化体験し学びます。その成果を活かして舞台作品を創作し、堺市民の前と、帰国後には自国民の前で作品発表を行います。

これは堺市にとっても大きなチャンスです。インバウンドという視点でも、京都・大阪・神戸等に埋もれない独自の魅力が堺にあることを、参加国のアーティストや一般の方にもアピールできるでしょう。また、次の時代を背負う世界の若者たちと、堺の若者たちが深いレベルで結びつくこと

は、何にも代えがたい財産となります。

このようにアジア青年演劇祭は現在から未来にわたって大きな意義を持つ事業ですが、私たち堺国際市民劇団は民間の一劇団に過ぎません。多くの方の協力を必要としていますし、この機会を最大限に活かして、堺の価値を高めるには、堺市の助力が必要不可欠です。

堺市の共催事業として、アジア青年演劇祭を推進するよう、堺市議会で取り上げていただけないでしょうか？

ご検討をよろしくお願いいたします。

受理年月日 令和7年8月4日

公共交通について

陳情者 堺市南区
桃山台の暮らしを考える会
北野 真佐子 他 300 名

路線バス減便の回復を求めるについて

下記の事項の回復を求める今回分 300 人の署名を添えて陳情します。

（前回分 1,016 人提出）

陳情の内容

南海バスは、2024年10月7日から堺市6路線を減便にしました。

梅・美木多駅～津久野駅（桃山台経由）のバスの運行も対象になっています。南海バスは、「乗降客数が少ない、乗務員不足、採算が合わない」等の理由で、減便にしました。

市民の足の中核を担う路線バスがダイヤ改正後、午前10時台～午後3時台になり、特に朝夕の通勤・通学をしている人や病院通いの人等、交通の手段がありません。非常に困っています。

また、住民の高齢化が進み、猛暑の時、バス停に屋根がないため倒れた方もおられます。バス停に屋根とベンチをお願いします。

陳情書の回答を頂きましたが、引き続き堺市として、交通事業者と連携・協働し、公共交通の利便性向上の取り組みをよろしくお願いいたします。

<陳情事項>

1. 梅・美木多駅～津久野駅の減便を元に戻してください。
2. 堺市は住民の足を守るための財政支援をしてください。
3. 各バス停に屋根とベンチをお願いします。
4. 引き続き南海バスに働きかけて頂きたくよろしくお願い致します。

受理年月日 令和7年8月1日

長曽根団地について

陳 情 者 堺市北区

堺市営長曽根団地管理組合

会長 南 野 徳 雄

谷 川 眞

長曽根団地の大規模修繕等について

陳情の内容

公営住宅法ではその第15条で「事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない。」と規定しています。

国土交通省は「公営住宅等長寿命化計画策定指針」を示し、各自治体などがその計画を作成して公表しています。その目的は、住民が安全で安心して暮らせる住環境を確保し、公営住宅の質を向上させ、将来の人口減や高齢化、世帯構成の変化を見据えた需要に見合った公営住宅を維持し供給することでした。

堺市もこの指針に沿って市営住宅長寿命化計画を策定し、ホームページで公開しています。しかし、この堺市の計画には大きな問題点や矛盾があります。

一例を端的に示すなら、外壁修繕については、修繕周期を「おおむね25年 ただし、日常点検等において必要が生じた場合は随時」（PDF「堺市営住宅長寿命化計画」40ページ、以下PDFとの記述はこの計画のことを指す）としていますが、具体的な計画をみると、1986年に竣工した中区の北深井団地は外壁修繕の着手予定時期が2025年となっています（PDF44ページ）。これでは竣工以来25年周期とした長寿命化計画がなんと本格的な外壁修繕は39年にもなります。百舌鳥団地の場合は1992年竣工で、外壁修繕は34年を超える2026～30年の計画となっています。

当長曽根団地（1棟と2棟を中心にしていますが、管理担当の指定管理者が別の3棟にも当てはまります）については後述して詳しく触れます。が、簡単に指摘すれば、建物の劣化が進んでいるにもかかわらず外壁修繕も屋上防水工事も2030年までの修繕計画に該当していません。これでは法15条の「事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない」に反していると言わなければなりません。ましてや、長曽根団地も

すでに28年目を迎えており、修繕には待ったなしの状態となっています。なお付け加えると、長曾根団地1棟と同じSRC構造で14階建の向陵西町団地は竣工後29年での外壁塗装と屋上防水の全面修繕を行っています。

公営住宅は国からも資金が投入されている堺市民の共有財産です。その大規模修繕がおざなりになることは国費を無駄にし、堺市民の共有財産を損失させることにもなりかねません。適切な時期での修繕を実施することで住宅の残存価値の低減を緩和し長寿命化計画の本来の目的に沿うことになるかと指摘しておきます。

参考ですが、国土交通省の調査によると民間分譲マンションの大規模修繕の周期は1回目は15年目に、2回目以降は15年以内としているところが多い結果となっています。それは資産価値の低減をできるだけ抑えるためですが、公営住宅にあっても、良質の住宅を長期に維持することは堺市民の共有財産であることから、基本的スタンスは分譲住宅と同じであっていいはずです。

長曾根団地管理組合に入居するものは、この団地が住みよい快適な団地であることを心より願っています。そのためには、堺市の長寿命化計画は実りあるもので、住民の願いに沿うものであってほしいと考えています。このため、数点にわたって私たちが希望する改善点について、真摯に検討されるよう切にお願いします。この陳情書の内容について関係部署の回答をお願いするとともに、その回答についての住民への説明会（意見交換会）の開催を求めます。

今回は長曾根団地管理組合の単独の陳情となっていますが、多くの団地の要望など知るために年に1回でも各団地管理組合代表を集めて、意見交換会を設定してください。各団地の要望を集約することで市営住宅の問題点を集約することができ、また、市からの住宅施策の方針説明の場にもなり、問題解決への近道になることが可能になります。

<陳情事項>

1. 外壁の現状は、同じような時期（前後約5年間程度）に竣工した団地と比べても著しく劣化しています。当団地の外壁のクラックが他と比べて多くて大きく目立つのは施工時に打設した生コンクリートの性能に起因するのではないと考えられます。しかもその中にはクラックから染み込んだ水によって鉄筋腐食が進んで、壁表面に赤く滲み出ている事例が目視した同じ時期に竣工した団地と比べても圧倒的に多いのです（他では稀に見かける程度）。樹脂を使って応急の修理もしていますが、その樹脂が挿入されていないままのクラックも多く見受けられます。また、次に大きな地震が発生すれば、このクラックが大きくなってコンクリートの破損すら起きかねないと懸念します。鉄筋腐食の進んだ当団地外壁への効果的な修繕を行うことは待ったなしとなっています。また、外壁そのものの汚れも目立ってきています。

このような事態を放置することは「管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない」という法の規定からも、長寿命化計画からも逸脱していると言わなければなりません。

ん。「おおむね25年」を過ぎているばかりか、長曾根団地の外壁修繕が長寿命化計画から外されているため、2030年以降になる可能性があつて、竣工後本格的修繕は34年を超えてしまい、「長寿命化計画」で謳った「おおむね25年」を大きくオーバーしてしまい、建物の維持管理の経済的な負担は大きく膨らむこととなります。

また、抱えている問題に関していうなら、指定管理者に任せている日常点検等で改修が必要なと判断されたのでしょうか。多額の費用が発生するからこそ市の専門職員や第3者の建築士等が施工後25年より数年前から〈劣化診断〉をすべき責任がある事案だと考えます。また、外壁など大規模修繕は建設年度からの順送りではなく劣化の激しいところから着手すべきです。

参考までに列記すると、公的賃貸住宅での外壁修繕の周期は我々で調べたところ、UR=18年をめぐり、大阪府住宅公社=20～25年、大阪府営=基本20年、大阪市営=20年、東大阪=20年、吹田=18年、高槻=20年となっています。堺市が一番周期が長く、それすらも守られていないのが実情です。（注）衛星都市は人口の多いところのみ調べています。

2. 1、2棟の傾斜屋根の防水工事については、7年ほど前の台風の後には足場を組んで一部損傷のある部分の修繕をされています。しかし、すでに外壁と同じように25年を経過していますから、再度点検をお願いします。ただ、傾斜屋根の補修のためにわざわざ足場を組むならば、その時に外壁の修繕を同時に実施すべきだったと言えます。経費的にも節約できたはずですから。また、ゴミ置き場の屋根や1、2棟のエントランスの部分の陸屋根も経年劣化しているので、防水工事を行なってください。

3. 各棟や自転車置き場、ゴミ置き場の鉄錆は放置できる段階ではありません。また、各棟の1階の計器類を設置している部分にも錆が目立っています。公的賃貸住宅によっては10年周期で錆止めと塗装の塗り替えをしているところもあります。自転車置き場で錆びて天井に穴が開いているところもあるほど（管理組合の指摘で穴だけは応急的に塞いでいる）ですから、屋根部分の取り替えなど早急な工事を求めます。

これについても参考までに列記すると、公的賃貸住宅での鉄部塗装の周期は我々で調べたところ、大阪府住宅公社=10年、大阪府営=基本20年、大阪市営=20年、東大阪=20年、吹田=鋼製6年 アルミ・ステンレス18年、高槻=鋼製10年 アルミ20年となっています。

4. 2013年に締結された「水銀に関する水俣条約」によって、蛍光灯が廃止されLEDを中心に置き換えられることが決まっていました。このため、公営住宅でも準備に怠りのないところ（吹田、東大阪は完了、高槻も1団地残すのみ、大阪府営と大阪市営は2027年度中に完了させる）は、共用部の一斉取替が完了したり、2027年までに完了させるとしています。しかし、堺市の場合は、故障した照明器具の取り替え程度で、一斉取替は進んでいません。ところ長寿命計画では、当長曾根団地は2026年から2030年で実施するリストには入っています（PDF 38P）。

故障した照明器具をそのたびの取り替えるより、一斉に取り替えた方がコスト的にも有利なはずが、どうして対応が遅れたのか、また蛍光灯の生産と輸出入が2027年で終了となります。このため遅れた場合は余分な蛍光灯を管理組合で所有保存しなければいけません、一斉取替が遅れた分だけ不利になります。

また、最近入居の住戸の場合は台所のシンクの上部に設置している照明器具はLEDになっていますが、以前からの住戸は蛍光灯のままです。この部分についても堺市の負担でできるだけ早く取り替えてください。

5. 今の段階では限定的に調べた限りですが、2棟での隣の住戸との境界壁にクラック（ひび割れ）が多数見られます。これら問題の住戸はRCラーメン構造の部分であり、柱・梁によって構造的には耐震性が確保されていると一般には認識されていますが、隣の住戸との間の壁にも多少なりとも耐震の役割はあると考えられます（雑壁効果）。外壁の場合と同じように打設したコンクリートの性能に問題があったものと推察されます。次に大きな地震になった場合はそのクラックはさらに大きくなり、雑壁効果が弱くなり可能性もあります。このほかにも襖と枠のずれなどもあり、堺市は専門家による該当住戸の調査を実施し、必要な対処を実施してください。
6. 公道から1棟への入り口に重厚な門が設置されています。これは設計者のデザイン的趣向で建てられたものと考えられますが、このような重厚なものは必要性を疑います。それ以上に気掛かりなのは巨大な地震に襲われた場合、倒壊して人的物理的被害が大いに懸念されます。ごく稀とはいえ、消防車、特に長さや車高も大きなはしご車が敷地内に入れるかも懸念されます。現在のものは撤去して簡便で質素なものに変更すべきです。
7. ゴミ置き場の上部の壁に網状のネットが貼られてない空洞部分があります。ここからカラスが侵入した場合、生ごみを食い散らされる恐れもあります。ご存知のように鳥類では抜きんで賢いカラスがいったん侵入できるとなると、多くのカラスを呼び込んでくるでしょう。そうなる前にネットを貼ることを要望します。
8. 大雨が降ると、廊下が水で濡れた状態になります。このとき履物にもよりますが、滑って転倒する心配があります。数年前に廊下で転倒し車椅子になった事例もあります。高齢者が多くなっている現状から、転倒防止のため何らかの滑り止めを廊下やバルコニーに貼り付けてください。また、若い世代も入居しているので、妊婦の方が転倒すれば流産という事態もありえます。
9. 2棟、3棟の1階住戸のバルコニーは、洗濯物が盗難になったり、最悪は侵入されるリスクがあり、気候の温暖な時期でも掃き出し窓を施錠して閉め切っておかなくてはならず、入居者の物理的・心理的負担は大きいものがあります。このため、1階の該当住戸全員が希望すれば榎元町団地で実施しているようなフェンスを設置すべきと考えます。

受理年月日 令和7年8月1日

堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会について

陳 情 者 堺市堺区
志 賀 和 子

堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会に関して当局の議会説明の誤った情報の訂正を求めます

陳情の内容

先月、7月25日の堺都心部活性化調査特別委員会において、都市整備部長が各分野の取組のところで、環濠エリアの取組について説明された際、「歴史文化を活用したまちなみの再生を図るため、堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会による啓発活動への支援や、修景補助制度による町家の外観修景整備など、地域と協働し取組を進めております。」と現在進行形で発言され、大いに驚きました。

また、このことは、同日公開閲覧に供されていた「堺都心部活性化調査特別委員会説明資料」にも、全く同様の文章が掲載されていました。違うところは、ただ、部長の説明で「取組を進めております。」としたところを、「取組を進めている。」と書いてあるところだけです。

堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会は、2023年度末（2024年3月末）をもって、その10年間の活動を終了しております。しかるに、上記の都市整備部長の説明や、特別委員会説明資料によれば、堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会は現在も存在して啓発活動を行っており、しかも、堺市から支援を受けているという誤った情報が事実のように発信されております。なぜ、このような虚偽の説明をされたのか、理解に苦しみます。

10年間協議会の会長を務めさせていただいた立場からすれば、協議会が活動を終了したと言っているのに、なぜ、まだ支援されているのかと、住民の方々に誤解されかねないことは、大変迷惑です。即刻、資料ならびに発言を訂正していただきたいと思います。

これまでも、堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会に関する疑問のある説明については、昨年、2024年6月7日の建設委員会での、南区選出の小堀議員との質疑にも見られました。協議会について、小堀議員が、「突然にこの3月に活動を終了されるということで、最終号が手元に届いて驚愕いたしました。なぜ活動は終了されるのでしょうか。」と質問された事にたいして、当時の景観室長は、下記のように答弁されました。

「協議会は設立当初から10年間の予定で活動しておられ、平成26年度から活動を開始し、令和5年度が10年目となることから、令和6年3月に開催された臨時総会において活動終了を報告されました。協議会の活動は終了されましたが、引き続き当地区における歴史文化を生かした町並み再生の取組を進めていきます。以上です。」

上記の答弁は、協議会が10年間の予定で活動し、10年目の年度末である令和6年3月に活動を終了した事については、事実のとおり答弁されていますが、その決定がまるで、協議会自らの意志で決定されたかのように、発言された事は大いに遺憾に思っておりました。

堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会は、まちなみ再生事業を実施するにあたって、堺市と協働するために設立された住民組織であり、そのまちなみ再生事業は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」による「歴史的風致維持向上計画」のなかに位置づけられており、その計画が10年間なので、元から協議会は10年で終わる事になっていました。協議会が発足して1年後に、町なみ再生事業が始まっていますので、協議会の終了と再生事業の終了は1年ずれる事になります。「歴史的風致維持向上計画」の第1期が終了した時点で協議会は解散し、1年遅れて始まった町なみ再生事業も、1年遅れて終了しました。

現在、「歴史的風致維持向上計画」は第2期目に入っていますが、まちなみ再生事業は、第1期で開始された事業の最後の1年を第2期に入れただけで、既に現在の第2期「歴史的風致維持向上計画」のなかに、まちなみ再生事業は存在しません。つまり、今年度から、当計画に基づくまちなみ再生事業は存在しません。現在の「歴史的風致維持向上計画」の第2期計画の10年間においては、新たに町なみ再生事業が位置づけられなかったために、その事業を実施するための住民との協働組織である協議会も組織されなかった訳です。

ところが、今年度、なぜか1件の上限額と考えられる修景費用などを含む予算が計上されていますが、これについては堺市独自で実施しているもので、「歴史的風致維持向上計画」に基づくものではありません。ましてや、現在存在しない堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会は全く関係ありません。にもかかわらず、前述しましたように、堺市当局は、堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会の啓発活動と現在の修景補助を関係あるかのように記載し、現在存在しない協議会の啓発活動への支援が、現在も行なわれているかのように説明していることは、あるまじきことと考えられます。

なぜ、当局は、このような誤った説明を市民の代表である市議会議員の皆さんにされるのでしょうか。前述しましたように旧堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会の関係者と致しましても、大変迷惑ですので、即刻訂正していただくように要望します。

受理年月日 令和7年8月4日

不登校支援について

陳 情 者 堺市堺区

不登校支援 親の会有志「みくにで話そ」

小 林 春 奈

堺市内の不登校児童の居場所づくりに関するお願い

陳情の内容

いつも堺市民の生活を支え、子どもたちの未来のためにご尽力くださり、心より感謝申し上げます。

不登校の子どもたちが安心して過ごせる居場所と、支える専任スタッフの配置を制度として整えていただきたいです。あわせて、フリースクールへの補助金支援もお願いしたくご連絡しました。

【背景と現状】

三国丘小学校では毎年児童数が増加し、限られた部屋と人員で増加する不登校児への対応をしてくださっています。しかし現状では、保健室・通級・職員室を日によって間借りしており、落ち着いて過ごせる「決まった居場所」がないため、子どもたちにとって大きな負担になっています。

また、フリースクールが金銭面で利用しにくい家庭もあります。

<陳情事項>

1. 不登校児の専用スペースを作ってください。
2. 専用スペースの設置にあたっては、1人あたりの面積や、スタッフの配置などについて基準を設けてください。
3. 設置に向けて、教員やスクールサポーターなどの配置を拡充してください。
4. 物理的にスペースを確保できない学校については、確保に向けての予算上の支援をしてください。
5. フリースクール補助金の予算の支援をお願いします。

【お願いしたい理由】

- ・保健室、通級、職員室は日によって使えず、安定した居場所がない

- 児童数増加で教室不足。新設の学童室（午前中）の活用も管轄外で不可
- 「今日はどこに行けばいいのか」を毎回確認することが、子どもにとって大きな不安と負担
- 「行く場所がない」と思い、登校をあきらめてしまう子もいる
- 多目的室は広さも十分で、パーテーション等で工夫もできる
- 曜日を固定することで「今日は使えるかな？」という不安を減らし、安心して登校できる
- 経済的な理由でフリースクールに通えず、子どもたちが家で過ごすしかなく、学ぶ機会を失っています。不登校になってから学力が止まったままです。学校の支援もなく、家庭だけで勉強を教えるのは難しい状況です。

【将来に向けて】

最終的には、不登校の子どもたち専用ルームの設置をめざしています。その第一歩として、「居場所」と「専任スタッフ」の配置を堺市の制度として整えていただければと強く願っています。

お忙しい中恐れ入りますが、子どもたちが安心して学校に通える環境づくりのために、ぜひ前向きにご検討いただけますと幸いです。

なお、同内容を堺市教育長様にも陳情しております。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

受理年月日 令和7年7月24日

学校図書館について

陳 情 者 堺市北区
学びを広げる学校図書館の会・堺
代表 巽 照 子

学校図書館の充実を求めます

陳情の内容

現在、私たちを取り巻く社会は目まぐるしい速さで変化しています。スマホの多用、ICTへの依存と活用、生成AIの無批判な使用。当然学校教育も、大きな転換を余儀なくされることでしょう。しかしどのような「転換」であっても、学校現場の主体性が尊重され、子どもたち一人ひとりの豊かな学びが実現することが求められます。学校図書館は学校のなかの「図書館」です。学校図書館は、子どもたちに読書の機会を保障し、励ましや喜びを与え、未知の世界の存在を知らせ、多角的な視点を培い、他者への共感を育てます。

私たち「学びを広げる学校図書館の会・堺」は、ひとり一人の子どもの育ちと学びを豊かに広げるために、「豊富な資料があって、子どもや教員に適切な資料を手渡していける専門的な技量をもった学校司書がいて、心安らぐ場でもある」そんな学校図書館の実現を望んでいます。ネットワーク化をはかり、図書館機能をより一層充実させることも願い、下記のことを要望します。

<陳情事項>

1. 1校1人専任の学校司書配置に必要な財政措置を実施ください。

学校図書館には、読書活動や探究学習、各科の授業や障害のある子どもへの援助など教育活動を支援する専門的な学校司書の配置が不可欠です。

学校司書の常勤した学校では、子どもが図書館でよく本を読むようになったこと、図書資料を使った自主的な調べ学習が進んでいること、授業に使う図書資料の準備が行われることで、子どもの学習活動が広がったなど、教師と学校司書の協力で、教育効果が生み出されています。

1校1人専任の学校司書配置に必要な財政措置を実施するとともに、学校司書は教職員の一

員であるという共通理解を深め、職員会議や研修への参加をできる体制づくりをおねがいたします。現状の学校司書と有償ボランティアの体制を専門性のある学校司書に置き換えてください。そして、当面、交付税措置のある1.3校に1人学校司書を小・中学校に配置してください。

2. 小規模校の図書購入費を見直して下さい。

学校図書館図書整備等5か年計画に基づく地方財政措置（図書資料購入費、新聞購入費、学校司書配置費、図書資料更新費）の予算化を促進し、学校図書館の質的向上を図ってください。小規模校においても、学ぶための基本的な資料が同様に必要です。現状は格差が大きすぎます。ぜひ小規模校の図書購入費を見直して下さい。

各学校図書館に必ず教科書を蔵書してください。

3. 学校司書は非正規雇用です。労働環境の抜本的な改革をしてください。

学校司書の職務は、学校教育や子どもの将来とかかわるものであり、労働環境の抜本的な改革を早急にお願いします。現在の勤務状況では有給休暇はとれません。

学校司書に与えられたアカウント活用できるようにICT研修してください。

4. AI「チャットGPT」の急速な普及など、情報環境の激変に対応して、子どもの情報リテラシーを育てるため、新たな図書資料の拡充を促進してください。

まず、無料のカーリルを使って蔵書検索できる環境をつくってください。（カーリルは、全国の図書館の蔵書情報と貸し出し状況を簡単に検索できるサービスです。）

5. 支援学校の図書資料の充実を促進してください。

小・中・高校の学校図書館に、読書バリアフリーの環境整備・充実してください。

読書バリアフリーに必要な知識と技術を習得した学校司書の養成をお願いします。

6. 学校図書館支援センターを設置してください。

いま、学校図書館は、読書センター・学習センター・情報センターの三つの機能を持つ「学校図書館」に大きく変わろうとしています。市内小中学校で同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図るべきです。

全校の蔵書を有効利用し、統計処理など事務の簡素化をはかるため、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることを学校現場では望んでいます。そのために、市内小中学校をオンラインでつなぎ、学校図書館の蔵書がすべての小・中学校で検索でき、学校間での資料の貸し借りがしやすくなるように、態勢を整えてください。それらを総括する学校図書館支援センターを教育委員会の中に設置してください。

受理年月日 令和7年7月31日

図書館行政について

陳 情 者 堺市北区
堺市の図書館を考える会
代表 吉 田 マリ子

「堺市の図書館施策の充実を求めます」

陳情の内容

「堺市の図書館を考える会」は、堺市の各図書館を拠点として様々な活動を行っているグループや市民が集まり、1982年に結成した団体です。堺市の図書館の振興発展を願い、これまで活動を続けてきました。

ずっと住み続けたいこの堺市に、赤ちゃんから高齢者まで幅広く堺市民にとって誇れる「知の拠点」である図書館の充実と発展を願い、以下のことを陳情し要望します。

<陳情事項>

1. 資料費の予算を増額してください。

今、私たちのまわりでは書店がどんどんなくなっています。市民が求める本・雑誌を書店で手に入れることが困難になり、図書館の役割が大きくなってきています。しかし、堺市の図書館では市民の多様化する資料要求に十分こたえるには程遠く、新刊書はなかなか順番が回ってこず、以前購入を打ち切られた雑誌の再購入もままなりません。基本的、専門的資料などを整えて、書店で手に入れることが困難になっている本も図書館で見ることができる、というのも大切なことだと思います。また、各図書館に子どもたちが手を伸ばせば、借りることが出来る本がある、というのも大切です。

まずは、早急に本・雑誌等を購入する資料費を増額してください。

2. 正規司書職員を継続的に採用してください。

司書集団の高い専門性こそ堺市図書館の強みです。その強みを維持していくために、今後とも計画的、継続的な司書職員の採用をお願いします。また、正規司書職員と共に、堺市図書館を支えてくれている、任期付き司書職員を含めた非正規職員について、今後とも安心し

てキャリアを積み、誇りを持って働き続けられるよう、待遇改善に努力してください。

また貸出、返却カウンターは市民の図書館への要望を把握できる一番大切な場所です。正規職員によって、市民のニーズを把握できる体制を強化して下さい。

さらに、図書館は一番多くの市民が集う場所であり、様々な情報が自ずと集まってきます。これらの情報は、図書館活動の活性化だけではなく、住みよい街をつくるために活かすことが可能です。市の他職場と連携するなど、図書館職員のコーディネート力を生かす活動にも力を入れてください。

3. 新中央図書館の実現に市民の意見を十分に反映させてください。

2017年（平成29年）3月に、堺市図書館協議会から、「今後の中央図書館のあり方について」（答申）が出されました。この答申を受けて、図書館は必要な調査をし、市民に対しても、パブリックコメントを実施し、2020年（令和2年）7月に、「中央図書館基本指針～図書館サービス機能の向上のために～」を公表しました。

2024年3月文教委員会で、新しい中央図書館は2031年にオープンをめざすという目標が出されました。また、庁内ではプロジェクトチームで論議されていると聞きました。それ以降の進展は聞かれませんが、このチームの論議を市民に公開してください。新中央図書館は、利用者である市民の関心の高い事業です。建設を進めるに当たっては、準備の段階から、是非市民の声に耳を傾け、市民の意見を反映出来るよう取り組んでください。

4. 図書館は教育委員会の所管を維持してください。

図書館は教育機関です。生涯学習の拠点である図書館の働きは、地域の資料の継承や、人を育てる営為を含み、永続的に地域社会に資する活動です。こうした教育活動は、学校教育と同様に教育委員会のもとで行われるべきだと考えます。法の理念を尊重し、図書館が思想表現の自由、知る自由を守る役割を十分に発揮できるように、教育委員会所管を維持して、市内全館を直営で運営してください。

5. 読書バリアフリー計画を策定し、図書館利用困難者へのサービスを拡大実施してください。

読書バリアフリー法の制定を受け、2020年に国が、2021年には大阪府が読書バリアフリー計画を策定しました。地方公共団体においても計画策定が努力義務とされています。府内では2023年に吹田市が策定しています。

堺市図書館では障害があるために図書館への来館が困難な方へ、図書館資料の無料配送サービスを始めたのは良かったと思いますが、在住外国人、病院や施設入所者等、また図書館に行けない高齢者など、文字活字情報にアクセス困難な人は少なくありません。文字活字情報を全ての人に届けるための読書バリアフリー計画を策定し、図書館利用困難な人々に対する図書館サービスを拡大実施してください。

受理年月日 令和7年7月31日

学校給食について

陳 情 者 堺市南区

新日本婦人の会泉北ニュータウン支部

事務局長 伊 藤 厚 子

子どもたちの健やかな成長を保障する学校給食のために
政府備蓄米の優先供給と予算措置を国に求めてください

陳情の内容

新日本婦人の会は、創立以来62年間、くらしや平和、子どものしあわせ、ジェンダー平等をめざし、活動する国連NGOの女性団体です。地域から女性・国民の願いを反映した施策を求め、要請をしてきました。この間も学校給食費の無償化を求める声を多くの自治体に届け、実現しています。

昨秋から米不足、米価高騰となり、政府備蓄米が放出されていますが、店頭での米価は依然として記録的高値が続いています。米価高騰と米不足は学校給食にも影響が及んでいます。都道府県の「学校給食会」への調査（日本農業新聞）では、「米飯給食の実施回数が減少」「他の食材の購入を圧迫し、おかずやデザートとの質と量の低下」「栄養バランスの取れた献立作成が困難に」なり、地産地消にも影響を与え、給食費の値上げにつながったとの回答もあります。

学校給食は教育の一環です。格差が拡大し、お米をはじめ食料品価格が高騰するなか、子どもたちの健やかな成長を支えている給食の役割はますます高まっています。学校給食の充実と安定的な実施のために、以下要請します。

<陳情事項>

1. 米飯給食の回数を減らさないでください。学校給食の質と量を落とさないよう自治体として努力をし、予算を確保してください。
2. 米飯給食用のお米を確保するために、市として国に政府備蓄米を優先的に供給するよう働きかけ、学校給食の質と量を落とさないよう予算措置を講じるよう求めてください。

受理年月日 令和7年8月1日

支援学校について

陳 情 者 堺市堺区

堺市立支援学校保護者有志

東 智枝美 (百舌鳥支援学校 PTA 会長)

宮園分校設置と今後の堺市立支援学校について

陳情の内容

平素は堺市の特別支援教育及び支援学校の充実にご尽力いただき、ありがとうございます。

1学期も終わり、宮園分校への転籍・就学を本格的に決める時期に入ってきました。7月30・31日にはようやく宮園分校に関する保護者説明会も開催されましたが、この時期になって宮園分校の教育活動についての説明を初めて受けるのはあまりにも遅すぎます。障がいのある子の転籍や就学を考えなくてはならない保護者には、少なくとも開校の1年以上前にはこの説明は必要です。また、この説明会を障がいのある子を抱え、より参加しづらい夏休み中に開催し、市教委は一体何を考えているのでしょうか。

宮園分校に通う児童生徒の放課後等デイサービスの利用について、7月によりやくその資料が配布されました。しかしながら、転籍の意向調査の締め切りが9月5日であることから、デイサービスの事業所を見学・体験する時間があまりにも短く、この点においても障がいのある子とその親に全く寄り添っていません。

これまで市教委は、宮園分校の開校準備を誠実かつ的確に進めてこなかったのも、障がいのある子とその保護者はずっと振り回され続けてきました。宮園分校について、本来であれば完成した校舎を親子で何度か見学・体験をし、在校生であれば百舌鳥・上神谷支援からも宮園小の児童と交流をしたなかで、前向きに希望を持って転籍を決めるはすが、それが全くできていないことに怒りを覚えます。

堺市の障がいがある子どもたちが適正な環境で、安心して学校生活を送れる日はいつ来るのでしょうか。先日、宮園分校の教育方針が示され、宮園分校がめざす学校像として「安心から始まり、主体性が育つ学びの場へ 教職員とともに」と書かれていました。堺市の支援教育を受ける子どもたちとその保護者、学校を運営してくださる先生方が安心でき、笑顔になる環境を作っていた

だけるよう、以下の14点を陳情いたします。

<陳情事項>

1. 宮園分校について

- (1) 在校生の希望選択制について、前回の陳情書では「せめて、子どもの成長の節目に当たる高学年になる年と中学部に入る年は宮園分校への転籍を選べるようにしてください。」とお願いましたが、市教委からの回答は「それぞれの支援学校において児童生徒の個々に応じた支援を安定的に継続するためには、それぞれの支援学校において児童生徒を計画的に受け入れ、児童生徒数に適した施設整備や教職員配置などを行うことが重要であると考えており、百舌鳥・上神谷両支援学校から支援学校分校への転籍は、支援学校分校が開校する令和8年度に限定することが望ましいと考えています。転籍の時期を限定し、それぞれの支援学校の児童生徒数に適した施設整備や教職員配置などを行うことで、より良い教育環境を提供することができると考えています。」との回答でした。

百舌鳥支援は児童生徒数の増加から狭隘化が年々悪化し、すでに限界を超えています。そして、来年度以降も多くの学年で圧縮学級の設置が予想されるなか、なぜ転籍を令和8年度に限定するのでしょうか。また、西浦支援の高等部への進学を見据え、子どもの成長に合わせ宮園分校へ転籍をし、気心の知れた仲間を作ることは親子にとって、とても大切なことです。少しでも早く百舌鳥支援の狭隘化を解消するためにも、西浦支援の進学を見据える点からも「子どもの成長の節目に当たる高学年になる年と中学部に入る年は宮園分校への転籍を選べるように」してください。教育委員会が1年ごとにそれぞれの支援学校の児童生徒数に適した施設整備や教職員配置などを行い、より良い教育環境を提供することは当然のことです。

- (2) 百舌鳥支援学校宮園分校への転籍に関する最終的な意向調査が始まりましたが、子どもが宮園分校での見学や体験ができていないなか転籍をするかしないかを決めなければならず、とても難しい判断を迫られています。障がいの特性もあることから、本来であれば完成した校舎を親子で見学して意向を決めることは当然だと思います。来年の2月頃に宮園分校の校舎が完成すると聞いていますので、見学等をして、もし意向が変われば、柔軟に対応して欲しいです。このような判断に迷う状況を生み出したのは市教委であり、学級設置・教職員配置などを理由に変更を許可しないとは言わないでください。
- (3) 転籍の意向調査は9月5日に締め切るとのことですが、転籍の相談が必要となれば12月が意向提出のタイムリミットと聞いています。9月5日に調査を締め切った後、宮園分校に百舌鳥・上神谷支援の各学年で何人の児童生徒が転籍を希望しているのか、まだ、宮園分校ではそれぞれの学年で合計何人になるのかを集計後、早急に保護者に示してください。各学年の

児童生徒数が1～2名となると学年集団での活動が成立せず、百舌鳥・上神谷支援で受けているような個々の課題に応じたグループ別の集団で学ぶ教育が保障されないので、必ず示してください。また、5月の文教委員会では就学相談が始まったばかりでまだ推計は出せないとの答弁がありましたが、一定、就学相談は進んできているのではないかと思います。令和8年度の宮園分校に入学する児童生徒数の推計をお示してください。

- (4) 障がいを持つ未就学児の保護者からは宮園分校に関する情報が入って来ず困っていると聞きます。特に未就学児とその保護者は支援学校がどんな所かもわからず、宮園分校校区の子は宮園分校が完成していないので、現地で見学・体験ができていないなか就学先を決めなければいけません。既存の学校である百舌鳥・上神谷支援に就学する場合と宮園分校に就学する場合とはかなり差があり不平等で、それは許されないことだと思います。就学は子どもの将来を決めるとても大切な節目であり、本来であれば堺市内のどの支援学校に就学するにしても同じ条件にすべきで、その条件が整っていないなら、宮園分校の開校時期を遅らせるか、準備が整うまで未就学児も支援学校在校生のように希望選択制にすべきです。市教委の計画性の無さと障がいへの理解の不十分さから、就学を決める親子に負担を強いることはあってはならないと思います。
- (5) 準備委員会や担当者会議の中で、宮園分校開校に向けて準備が進んでいることとします。工事の状況等もHPに掲載していただきありがたく思っています。一方で、現場の先生方の負担が大きくなっていないか心配しているところです。もちろん現場の先生方の協力なしに準備作業は進められませんが、市教委の支援教育課や学校施設課以外の方も支援学校の中を見ていただき、物品の発注や事務作業、スクールバス編成等、遺漏なきように準備を引き続きお願いいたします。また、宮園分校の開校準備にあたって視覚支援に必要な掲示物等の作成にかかる費用は支援学校の予算から計上するのではなく、市教委の費用から支出してください。それでなくても百舌鳥支援学校は修繕に費用のかかる学校です。その点もご理解いただきたいと思います。
- (6) 新しく開校する学校ということで、準備委員会等で教育課程の編成等はしていただいていると思います。しかし来年4月の開校直後はたくさんの業務が発生してくると思います。先生方の仕事は子どもたちへの教育ですが、それだけでは済まないことが開校当初はたくさんあると思います。教材作成や事務処理、前例のない新しい学校をつくっていく取り組み等、業務は多岐に及ぶと思います。定数法のきまりがあることは承知していますが、開校初年度ということをも十分考慮をした上で、人事配置や予算計上をお願いします。
- (7) 宮園分校周辺道路の安全確保について、これまでの陳情書でも何度かお伝えし、「安全な歩行空間を確保するため、本市職員が徒歩により周辺道路を巡回し、現地確認を行いました。引き続き、『堺市通学路交通安全プログラム』（平成27年10月策定）に基づき、警察や

地元自治会などの関係機関と連携し、通学路の安全確保に向けて取り組みます。」とのことでした。宮園分校開校が半年後と迫っているなか、宮園分校周辺道路の安全確保について、どのような対策をお考えか具体的にお示しください。また教育委員会事務局は、どの部署とどのような調整を行なっているのかをお示しください。

2. 堺市立支援学校の今後の見通しについて

- (1) 百舌鳥支援学校・上神谷支援学校の狭隘化は宮園分校が開校しても解消する見通しはありません。改めてこの事態をどのように受け止めているのかお示しください。そもそも分校の設置だけでよかったのか、もしくはやはりフルスペックの支援学校整備が必要なのか、今後の入学者数の推計を算出した上で市長と教育長の答弁を求めます。毎回「現在は宮園分校設置に注力しているので、それ以降のことは令和8年度以降で」と答弁されていますが、令和8年はもうすぐやってきます。狭隘化は悪化し続けています。市立支援学校のあり方を明確にお示しください。
- (2) 今年度は百舌鳥・上神谷両支援学校ともに、小学部1年生の学級に6人クラスができました。これまで学校が入学する子どもたちを手厚くして指導をするために、5人クラスで運用してきましたが、教室数不足からこのような対応となりました。心配していた通り、子どもたちの怪我の数が増加していると聞きます。先生方からもそれに伴っての対応等で業務が増えていると聞いています。また保護者との大切なコミュニケーションツールである連絡帳を書く時間もままならないとのこと。支援学校へのニーズの高まりの一方で、このような弊害も生まれてきています。前回議会の陳情書でも、この問題に対する「市教委の見解」と「市教委が行える対策」についてお聞きしましたが、「見解」についても「対策」についても回答をいただけていません。その後も事態は深刻さを増すばかりです。そこであらためて、このような事態を市教委としてどのように捉えているのか見解と改善策をお示しください。また教室数が増やせないのであれば、教員数を増やすなど、手厚く子どもたちを指導できる体制を整えてください。もちろん定数法があることも理解していますが、堺市の努力として教員数の確保に努めてください。
- (3) 就学前教育における特別支援教育の推進をお願いします。障害の多様化していく中で、支援教育のニーズも高まっています。小学校・小学部入学をスムーズにするためには、就学前教育を大切にしていく必要があります。堺市における就学前教育における特別支援教育の実施状況、課題と展望をお示しください。
- (4) 支援学校は軽度の児童生徒数がこの数年増加の一途を辿っています。インクルーシブ教育システムの中では子どもや保護者の意向に沿う形で就学相談が進められるように示されています。そのような中で地域の小中学校で過ごしたいと願っていても、学校側が様々な要因で

受け入れられないと支援学校を推すケースも未だにあるようです。これは教育を受ける権利侵害なのではないでしょうか。まずは小中学校の特別支援教育推進及びインクルーシブ教育システムの趣旨を理解した上で就学相談を進めていくように市教委から管理職への指導をお願いします。

- (5) 市立支援学校狭隘化問題を教育委員会事務局全体で認識されているのでしょうか。また支援学校教育をどのようにとらえていらっしゃるのでしょうか。宮園分校開校にしても、支援学校の様々な問題が支援教育課任せになっていないのでしょうか。前回の文教委員会では、教職員人事部長が百舌鳥支援学校に来校され、そのことをお感じになられたと答弁がありました。また支援教育課参事は着任後、百舌鳥支援学校で1週間滞在し、支援学校教育の実際を知っていただき、宮園分校開校に向けて準備していただいています。教育委員会事務局の管理職の方々には、ぜひ支援学校に来校して、子どもたちと一緒に過ごしていただくことを強く求めます。実際の支援学校教育を知っていただき、また狭隘化・老朽化問題をより知っていただきたいと思います。

3. 給食の提供について

子どもの身体の原因から給食にとろみを加えていただくことについて、前回の陳情書でお伝えし、「燕下咀嚼に応じた、とろみの対応については、個々の児童生徒の状況に応じた適切な形態で提供をする支援が必要であるため、医師や専門家、保護者と連携して実施します。とろみの程度、献立ごとの必要性、摂食量や早さ等の具体的な対応方法を十分に把握する必要があります。」と回答をいただきました。その後の進捗状況はどうなっていますか。全国的には発達段階に合わせて、形態食の提供が行われていると聞きます。支援教育課任せにするのではなく、学校給食課を含む教育委員会事務局全体で障害のある子どもたちの給食をどう支援していけるかを検討してください。

4. 宿泊学習における看護師派遣について

支援教育課が雇用している医療的ケア看護職員を宿泊学習等に派遣できる仕組みにしてください。現行の制度ではそれができず、派遣看護師が宿泊行事に帯同すると聞いています。普段の学校生活で医療的ケアに関わっていただいている看護師の方が、宿泊学習に参加してくれることで保護者は安心して宿泊学習に参加させることができると思います。ぜひとも、制度改正をお願いいたします。

受理年月日 令和7年8月4日

特別支援教育について

陳 情 者 堺市堺区

堺市立支援学校保護者・関係者有志

代表 亀 田 美和子

次期「堺市教育振興基本計画」について

陳情の内容

平素は堺市の教育活動全般、とりわけ特別支援教育に対してご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。次期「堺市教育振興基本計画」について、支援学校保護者・関係者の立場より意見を述べさせていただきます。

今年度末に、5年に1度の「堺市教育振興基本計画」が策定されますが、令和3年～7年の「第3期未来をつくる堺教育プラン」の「特別支援教育」の項目の中に、支援学校に関しては、「関連データ」として支援学級とともに過去10年間の児童生徒数推移のグラフが掲載されたのみで、それ以外、支援学校については全く言及がありませんでした。

当時から百舌鳥支援学校は、上神谷支援学校とは違って敷地が狭小で校舎も老朽化しており、その上元々特別教室が整備されていない学校であったため、かろうじて、専用の仕様ではない教室を工夫により「特別教室」として確保されていましたが、それさえもすでに多くが普通教室に転用されている状況でした。そのように、当時すでに、敷地や施設設備に対する「適正規模」をはるかに超え、はなはだ「狭小」「老朽」「過密」「狭隘」状態であったにもかかわらず、「この先子ども数が減るから」という根拠のない理由で放置されたままでした。

実際には支援学校の児童生徒数は、令和2年度には百舌鳥・上神谷両支援学校の小中学部あわせて337名だったのが、年々格段に増え続け、5年後の今年度は501名となっています。5年間で実に164名増加、1.487倍になっている事実には驚愕する思いです。施設設備の整っていた上神谷支援学校さえも、特別教室の転用、さらに圧縮学級の設置に追い込まれ・・・両支援学校の子どもの窮状はいかばかりかと胸が痛くなる思いです。

そんな5年間の状況の中、令和4年度より「堺市立支援学校保護者有志」で陳情書を提出し、議会でも支援学校の問題を取り上げていただくようになったことで、ようやく「堺市立支援学校狭隘化・

老朽化問題解消対策会議」が設置されたことは、真っ暗闇の中に一筋の光明を見る思いでした。そして、令和5年6月に市教委から、両支援学校の『教育環境の改善と安全の確保を念頭に』『狭隘化の抜本的な対応』として出された方針が、『小学校の敷地（校舎）の一部を支援学校分校として新たな対応を行いたい』というものでした。

支援学校保護者・関係者としては、決して「併設」だからダメだと思っているわけではありません。併設であっても施設設備が支援学校としての機能をじゅうぶんに備えていて、それが今後の「インクルーシブ教育」に向かっていく方向性で位置づけられているのであれば、そして「誰もが行きたいと思うような支援学校」であるなら、いくらかは納得できていたかもしれません。しかし実際には、まず校区割が地域の子どもたちが行く学校ではない、予算が限られていて施設設備が「支援学校」としての機能を十分備えていない、「分校」なので校長がいない・・・「誰もが行きたいと思うような支援学校」ではなく、今後に対しても全く希望がもてません。

何よりも、令和3年からの「基本計画」の策定時には何の実態把握も何の計画もなく、つまり「無計画」のままの突然の、2年後の『新たな対応』でした。支援学校の子どもたちには「安心・安全に楽しく教育を受ける権利」が保障されておらず、分校の当該校区の子どもたちや保護者は大きな不安を抱えたままで来年春には入学・転学せざるを得ず、元の学校に残った子どもたちにとっても窮状の解消の見込みが全くありません。

宮園分校の開校に今最も注力していただくのは当然ですが、これまでの放置と無計画を反省していただき、「次期堺市教育振興基本計画」においては支援学校についても必ず、現状について正しい実態把握と将来的な方向性をふまえた上で5年間の計画を具体的に示していただきたいと強く要望して、次のように陳情いたします。

<陳情事項>

1. （仮称）第4期未来をつくる堺教育プランの「特別支援教育」の項目において、「新たに追加することを検討する内容」として「支援学校分校の設置」があげられていますが、単に「設置した」だけでなく、支援学校の将来的な方向性を踏まえ、宮園分校設置後の5年間の堺市立支援学校に関する「基本計画」について必ず記載されるように要望します。
2. 「第1回（仮称）次期堺市教育振興基本計画策定懇話会」の資料「『第3期未来を作る堺教育プログラム』の振り返り」の中の「特別支援教育の推進」の「今後の課題」として（p.49）、「支援学校の知見を活かして支援学級の教育活動のさらなる充実を図るなど、校種を越えた連携等により、教員の専門性や指導力を高め、幼小中の切れめない支援を充実させる必要がある。」との記載がありました。これについて、今後の堺市の「特別支援教育の推進」のために支援学校に期待される役割の具体的な内容をお聞きしたいです。
3. 第1回懇話会の議事録によると、ある委員より、「堺市ではインクルーシブ教育をどのよう

に捉え、取り組まれているのか。全国的にもそろそろ本格的にインクルーシブ教育の実現に向かう時期が来ている。こうした教育振興基本計画のような文書にしっかりと位置づけていかなければ、なかなか実際の動きにはつながらない」という重要な指摘とともに、堺市のインクルーシブ教育の取り組みや計画についての質問がありました。

それに対して、第2回懇話会の資料「第1回懇話会から第2回懇話会までの取組」の「第1回懇話会意見への対応及び方針」によると、「今回の教育振興基本計画においては、『インクルーシブ教育』については明示的な記載はしないが、『共生社会の実現』をめざす『インクルーシブ教育システム』の考え方にに基づき、『ともに学ぶ活動』を支える多様な学びの場（通常の学級、通級指導教室、支援学級、支援学校）を、持続的に充実させている。次期教育振興基本計画においても、引き続き『特別支援教育の推進』として、『インクルーシブ教育システム』の構築とその充実を図っていく。」という内容の回答でした。

次の5年間、将来的な「インクルーシブ教育」をめざして「インクルーシブ教育システム」の構築とその充実を図っていく、ということかと思われませんが、「インクルーシブ教育システム」における支援学校の位置づけや取り組み計画について、具体的にお聞きしたいです。

4. 「特別支援教育の推進」においても、「インクルーシブ教育の取り組み」においても、支援学校の果たす役割は今後さらに大きくなっていくと思われま

す。令和6年度に文科省から提起された、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営する「インクルーシブな学校運営モデル事業」の取り組みにおいて、横浜市（小中高の特別支援学校が市立）のモデル事業例の報告が出されていました。支援学校と小学校がともに市立である自治体ならではの先進的な取り組みで、堺市の将来的な「インクルーシブ教育」のあり方のイメージに通じるものとして、大変興味深いです。

平成28年に大阪市立支援学校が府に移管され、府下で市立の支援学校は堺市だけとなりました。移管後の元大阪市立支援学校の状況を聞くにつけ、次は堺市も同じようなことになるのではないかと危惧していましたが、当時の日渡教育長、粟井教育長より「義務教育段階の支援学校は堺市で」という議会答弁をいただきました。その後、関教育長もその方針を踏襲していただいていることに感謝しております。

堺市は府下で唯一「支援学校と小中学校がどちらも市立である」ということが、「特別支援教育」「インクルーシブ教育」の推進にとって、今後ともますます重要な意味をもつようになり、これは堺市の特別支援教育の誇りある歴史も含め、未来へ引き継いでいくべき大切な「財産」であると言えます。

この先、教育長交代によって府立移管への方針転換の有無がわからない、というのではなく、堺市の「特別支援教育」「インクルーシブ教育」の取り組みをさらに推進、発展させていくため、今後とも堺市では支援学校が市立であり続けることを、「堺市教育振興基本計

画」の中に明記し、受け継がれていくことを要望します。

受理年月日 令和7年8月4日

放課後施策について

陳 情 者 堺市堺区

大仙のびのびルーム保護者会

会長 木 戸 純 子

のびのびルームの充実について

陳情の内容

平素は、堺市の放課後児童健全育成事業にご尽力頂き、厚く御礼申し上げます。

大仙小学校のびのびルーム（以下、大仙のびのびルーム）では、ここ数年、毎年利用人数が100名を超え、低学年の利用率は特に多い傾向にあります。子どもが犯罪に巻き込まれる事件が見うけられる昨今で、就労家庭であってもなくても子どもの安全な放課後の居場所として、のびのびルームが選ばれているのだと感じております。

そんな中、今年度に、大仙のびのびルームを含む堺市の「のびのびルーム・堺っ子くらぶ」約40校の運営事業者の競争入札が実施されようとしています。令和5年4月、長年にわたって大仙のびのびルームの運営事業者となっていた堺市教育スポーツ振興事業団から（株）セリオに運営事業者が変わり、指導員の先生が全て替わり、新年度の保育は混乱をきたしてしまいました。再び、このようなことを子どもたちや保護者に経験させたくありません。

私たち大仙のびのびルーム保護者会は、保護者が安心して子どもを預けることができるよう、また子どもの健全な発達・育成のために、以下の項目について陳情いたします。

<陳情事項>

1. 運営事業者の選定について

運営事業者が（株）セリオに代わって3年目となりました。現在は、当初の混乱もなく落ち着いたルームとなっています。指導員の先生方の努力があってこそだと思います。来年度、また運営事業者が代わって混乱することのないよう、（株）セリオが継続して運営ができるよう取り計らいをお願いします。

また、数年ごとに運営事業者が変わるかも知れないという不安を抱くという競争入札は、

学童保育には適していません。継続的な保育を受けるために競争入札制度を廃止してください。

2. 保育の継続について

どの運営事業者がのびのびルームを運営しようとも、それまで実施していた保育内容や行事などが変わることのないよう、堺市で基本的なことを統一し、新学期から混乱のないようにしてください。また、新しい運営事業者との引き継ぎが十分に出来る時間を持つようにしてください。

3. 長期休業中の昼食提供について

長期休業中ののびのびルーム利用では、朝からお弁当を子どもに持たせて登所となりますが、忙しい朝に、毎日のお弁当作りは働く保護者にとっては大変な負担となります。そこで、大仙のびのびルーム保護者会では、そんな保護者の要望をかなえるべく、夏休みに10日程度、お弁当業者や地域の食堂と提携して希望者にお弁当を提供する「注文弁当」を20年ほど取り組んでいます。毎回10～20名ほどの利用者がいます。お弁当代金のやり取りは、保護者会が行っており、実施前には、昼食時に配布を担っていただく指導員の先生や運営事業者と打ち合わせを行っていますが、注文の受付やお弁当の発注など担当する保護者にとっても負担のかかる取り組みでもあります。

他市では、長期休業中の昼食提供を実施している学童保育があります。堺市でも保護者会主導ではなく、市の取り組みとして昼食提供をお願いします。

受理年月日 令和7年8月4日

令和7年 第3回市議会(定例会)陳情書綴

令和7年8月 発行

編集・発行 堺市議会
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印刷 真生印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-25-0037

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。